

岐阜県地域防災計画

(地震対策計画)

令和5年4月

岐阜県防災会議

岐阜県地域防災計画 地震対策計画 目次

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等.....	1
(各部局)	
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	2
(各部局)	
第3節 本県の特質と災害要因.....	13
(各部局)	

第2章 地震災害予防

第1節 総 則.....	14
(各部局)	
第2節 防災思想・防災知識の普及.....	18
(各部局、教育委員会)	
第3節 防災訓練.....	21
(各部局、教育委員会、県警察)	
第4節 自主防災組織の育成と強化.....	23
(危機管理部、農政部、県土整備部、県警察)	
第5節 ボランティア活動の環境整備.....	26
(危機管理部、環境生活部、健康福祉部)	
第6節 広域的な応援体制の整備.....	28
(総務部、危機管理部、県警察)	
第7節 緊急輸送網の整備.....	30
(危機管理部、商工労働部、県土整備部、県警察)	
第8節 防災通信設備等の整備.....	32
(危機管理部、県土整備部、県警察)	
第9節 火災予防対策.....	35

	(危機管理部)	
第 10 節	孤立地域防止対策	37
	(危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部)	
第 11 節	避難対策	38
	(危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会、県警察)	
第 12 節	必需物資の確保対策	43
	(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、都市建築部)	
第 13 節	要配慮者・避難行動要支援者対策	46
	(清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部)	
第 14 節	応急住宅対策	50
	(都市建築部、教育委員会)	
第 15 節	医療救護体制の整備	51
	(健康福祉部)	
第 16 節	防疫予防対策	53
	(環境生活部、健康福祉部)	
第 17 節	まちの不燃化・耐震化	54
	(危機管理部、県土整備部、都市建築部)	
第 18 節	地盤の液状化対策	58
	(危機管理部、県土整備部)	
第 19 節	災害危険区域の防災事業の推進	59
	(農政部、県土整備部、都市建築部)	
第 20 節	ライフライン施設対策	62
	(秘書広報部門、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部)	
第 21 節	文教対策	65
	(環境生活部、教育委員会)	
第 22 節	行政機関の業務継続体制の整備	68
	(総務部、危機管理部)	
第 23 節	企業防災の促進	69
	(危機管理部、商工労働部)	

第 24 節 防災施設等の整備.....	71
(危機管理部)	
第 25 節 津波災害予防対策.....	72
(危機管理部、県土整備部)	
第 26 節 大規模停電対策.....	74
(危機管理部、農政部、林政部、県土整備部)	

第 3 章 地震災害応急対策

第 1 節 活動体制.....	75
(各部局)	
第 2 節 ボランティア活動.....	79
(危機管理部、環境生活部、健康福祉部)	
第 3 節 自衛隊災害派遣要請.....	81
(危機管理部)	
第 4 節 災害応援要請.....	87
(総務部、危機管理部、商工労働部、県土整備部、県警察)	
第 5 節 交通応急対策.....	90
(危機管理部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部、県警察)	
第 6 節 通信の確保.....	96
(各部局、教育委員会、県警察)	
第 7 節 地震情報の受理・伝達.....	99
(危機管理部、県土整備部、県警察)	
第 8 節 地震災害情報の収集・伝達.....	101
(各部局、教員委員会)	
第 9 節 災害広報.....	110
(秘書広報部門、清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県警察)	
第 10 節 消防・救急・救助活動.....	113
(危機管理部、県警察)	
第 11 節 浸水対策.....	116

	(県土整備部)	
第 12 節	県防災ヘリコプターの活用.....	117
	(危機管理部)	
第 13 節	孤立地域対策.....	118
	(危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部)	
第 14 節	災害救助法の適用.....	119
	(危機管理部)	
第 15 節	避難対策.....	121
	(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部、県警察)	
第 16 節	建築物・宅地の危険度判定.....	128
	(都市建築部)	
第 17 節	食料供給活動.....	129
	(危機管理部、農政部)	
第 18 節	給水活動.....	131
	(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部)	
第 19 節	生活必需品供給活動.....	133
	(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部)	
第 20 節	要配慮者・避難行動要支援者対策.....	135
	(清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部、県警察)	
第 21 節	帰宅困難者対策.....	137
	(危機管理部、商工労働部)	
第 22 節	応急住宅対策.....	138
	(危機管理部、都市建築部)	
第 23 節	医療・救護活動.....	141
	(危機管理部、健康福祉部)	
第 24 節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬.....	144
	(危機管理部、健康福祉部、県警察)	
第 25 節	防疫・食品衛生活動.....	146
	(健康福祉部)	

第 26 節 保健活動・精神保健.....	148
(健康福祉部)	
第 27 節 清掃活動.....	150
(環境生活部)	
第 28 節 愛玩動物等の救援.....	153
(危機管理部、健康福祉部)	
第 29 節 災害義援金品の募集配分.....	154
(健康福祉部、出納事務局)	
第 30 節 公共施設の応急対策.....	157
(各部局、教育委員会)	
第 31 節 ライフライン施設の応急対策	159
(秘書広報部門、危機管理部、健康福祉部、都市建築部)	
第 32 節 文教災害対策.....	165
(環境生活部、教育委員会)	
第 33 節 災害警備活動.....	168
(県警察)	
第 34 節 津波災害応急対策.....	169
(危機管理部、県土整備部)	
第 35 節 大規模停電対策.....	172
(危機管理部、農政部、林政部、県土整備部)	

第 4 章 東海地震に関する事前対策

第 1 節 総則.....	173
(各部局)	
第 2 節 活動体制.....	176
(各部局)	
第 3 節 協力体制.....	179
(危機管理部)	
第 4 節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達	180

	(危機管理部)	
第5節	広報対策	181
	(秘書広報部門、清流の国推進部、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部)	
第6節	事前避難対策	182
	(清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、教育委員会、県警察)	
第7節	消防・水防	184
	(危機管理部、県土整備部)	
第8節	警備対策	185
	(県警察)	
第9節	交通対策	186
	(県土整備部、都市建築部、県警察)	
第10節	緊急輸送対策	189
	(危機管理部、商工労働部、県土整備部、都市建築部、県警察)	
第11節	物資等の確保対策	191
	(危機管理部、商工労働部、農政部、林政部)	
第12節	保健衛生対策	193
	(環境生活部、健康福祉部)	
第13節	生活関連施設対策	195
	(秘書広報部門、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、都市建築部)	
第14節	帰宅困難者、滞留旅客に対する措置	199
	(危機管理部、観光国際部)	
第15節	公共施設対策	200
	(各部局、教育委員会)	
第16節	大規模な地震に係る防災訓練	202
	(各部局、教育委員会)	
第17節	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	203
	(各部局、教育委員会)	

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総則.....	205
(各部局、教育委員会)	
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	206
(各部局、教育委員会)	
第3節 関係者との連携協力の確保.....	207
(各部局)	
第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応.....	208
(各部局)	
第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制.....	211
(各部局)	
第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達.....	213
(各部局、教育委員会)	
第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策.....	215
(各部局、教育委員会)	
第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策.....	220
(各部局、教育委員会)	
第9節 防災訓練.....	221
(各部局、教育委員会)	
第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策.....	222
(各部局、教育委員会)	

第6章 地震災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備.....	224
(各部局)	
第2節 公共施設災害復旧事業.....	227
(各部局、教育委員会)	
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	228
(各部局、教育委員会)	
第4節 被災者の生活確保.....	230

(各部局、教育委員会)	
第5節 被災中小企業の振興.....	234
(商工労働部)	
第6節 農林漁業関係者への融資.....	235
(農政部、林政部)	

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等

第1項 計画の目的

「地震対策計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、岐阜県防災会議が策定する計画であって、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、県の地域における地震にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことにより被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を図ることを目的とする。

第2項 計画の性質

- 1 「地震対策計画」は、「岐阜県地域防災計画」の「地震対策計画」編として、東海地震、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震を始めとする海溝型地震や、平成7年（1995年）兵庫県南部地震、平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。
- 2 「地震対策計画」は、県、市町村及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。
- 3 「地震対策計画」中、第4章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第5章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく推進計画とする
- 4 「地震対策計画」に定められていない事項については、「一般対策計画」編の例による。

第3項 計画の構成

「地震対策計画」は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、岐阜県の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- 第1章 総則
- 第2章 地震災害予防
- 第3章 地震災害応急対策
- 第4章 東海地震に関する事前対策
- 第5章 南海トラフ地震に関する対策
- 第6章 地震災害復旧

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 基本方針

災害対策の実施に当たっては、国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県及び市町村を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

第2項 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するものとする。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害発生時には災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。

6 県民

大規模地震災害発生の場合、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努めるものとする。

第3項 処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における公安の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇上
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制
- (14) 被災施設の復旧
- (15) 市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

2 市町村

- (1) 市町村防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等被災者救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災市町村営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員、雇上
- (11) 災害時における交通、輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3 指定地方行政機関

- (1) 中部管区警察局
 - ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
 - イ 他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること
 - ウ 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
 - エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること

- オ 情報の収集及び連絡に関すること
- (2) 東海財務局岐阜財務事務所
 - ア 立会関係
 - a 公共土木、農林水産業、公立文教、公営住宅等法律補助による災害復旧事業費査定立会
 - b その他予算補助による災害復旧事業費査定立会
 - イ 証券関係
 - a 届出印鑑喪失時の可能な限りの便宜措置の要請
 - b 有価証券喪失時の再発行手続きの協力要請
 - c 預かり有価証券の売却及び解約代金の即日払い申出時の可能な限りの便宜措置の要請
 - ウ 融資関係
 - a 地方公共団体の災害復旧事業債の融資
 - b 地方公共団体に対する短期資金の融資
 - エ 金融関係
 - a 災害関係の融資に関する措置の要請
 - b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置の要請
 - c 手形交換、休日営業等に関する措置の要請
 - d 生保及び損保保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置の要請
 - e 営業停止等の対応に関する措置の要請
 - オ 国有財産関係
 - a 災害の応急措置又は地震防災応急対策の用に供する財産の無償貸付又は使用許可
 - b 激甚指定を受けた地域の学校施設（小学校、中学校又は特別支援学校）の用に供する財産の無償貸付
 - c 災害の防除又は復旧を行う者に対する条件付売払又は貸付
 - d 被災を受けた貸付財産の貸付料の減額
 - e 普通財産の被害状況の把握、現地調査
 - f 県内未利用地の情報提供、有効活用
 - g 被災債務者に対する履行期限を延長する特約措置
- (3) 東海北陸厚生局
 - ア 災害情報の収集及び連絡調整
 - イ 関係職員の派遣
 - ウ 関係機関との連絡調整
- (4) 東海農政局
 - ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進
 - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集
 - ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導
 - エ 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導
 - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導
 - カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置

- キ 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等
- ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導
- ケ 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握
- コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (5) 中部森林管理局
 - ア 国土保全事業の推進
 - a 治山事業の充実
 - b 保安林の整備とその適正な管理
 - イ 災害予防対策
 - a 森林施業の防災措置
 - b 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策
 - c 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策
 - d 国有林野の火災防止対策
 - ウ 災害応急対策
 - a 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣
 - b 災害応急又は災害復旧用資機材の貸付
 - c 災害復旧用材（木材）の備蓄及び供給
 - エ 災害復旧対策
 - 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧
- (6) 中部経済産業局
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 電力及びガスの安定的な供給の確保
 - ウ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整
 - エ 被災中小企業に対する資金の融通等の措置
 - オ 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣
- (7) 中部近畿産業保安監督部
 - ア 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導
- (8) 中部運輸局
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 船舶の調達のあっせん及び特定航路への就航勧奨
 - ウ 円滑な港湾荷役実施のための必要な指導
 - エ 船舶運航事業者等との連絡体制の強化、舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
 - オ 特に必要と認めるときの船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
 - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導、監督
 - ク 自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
 - ケ 関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備

- コ 特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置
- サ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の想起復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣
- (9) 気象庁（岐阜地方气象台）
 - ア 地震情報の発表・伝達・解説
 - イ 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表・伝達・解説
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報の発表・伝達・解説
 - エ 津波警報及び津波情報の発表・伝達・解説
 - オ 二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供
 - カ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
 - キ 防災訓練の実施及び関係機関との協力
- (10) 東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査
 - エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
 - オ 非常通信協議会の運営
 - カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- (11) 岐阜労働局
 - ア 事業場における労働災害の防止
 - イ 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備
 - ウ 地震発生時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保
 - エ 救出、復旧工事等緊急作業時における労働災害防止
 - オ 労働保険料等の納付猶予の措置
- (12) 国土交通省（中部地方整備局、北陸地方整備局）
 - ア 災害予防
 - a 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
 - b 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - c 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - d 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画、指導及び事業実施
 - e 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - f 道路情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保

- g 道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有
- イ 初動対応
 - 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施。
- ウ 応急・復旧
 - a 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - b 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
 - c 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
 - d 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
 - e 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - f 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
 - g 所管施設の緊急点検の実施
 - h 情報の収集及び連絡
 - i 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画、指導及び事業実施
 - j 要請に基づき、中部地方整備局・北陸地方整備局が保有している防災ヘリ、各災害対策車両等を被災地域支援のために出動
- (13) 中部地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 災害時における廃棄物に関すること

4 自衛隊

- (1) 防災に関する調査推進
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する訓練の実施
- (5) 災事情報の収集
- (6) 災害派遣と応急対策の実施

5 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社N T T ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - ア 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における緊急通話の取扱い
 - ウ 被災施設の調査と復旧
- (2) 日本赤十字社岐阜県支部
 - ア 医療、助産、保護の実施
 - イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - ウ 義援金の募集配分

- (3) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、
関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式
会社、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
 - ア ダム施設等の整備と防災管理
 - イ 災害時の電力供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (4) 東海旅客鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 電気通信施設及び電力施設の整備
 - ウ 列車の運転規制に係る措置
 - エ う回輸送等輸送に係る措置
 - オ 列車の運行状況等の広報
 - カ 鉄道施設等の応急復旧
 - キ 鉄道施設等の災害復旧
- (5) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西
濃運輸株式会社
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資及び人員、輸送の確保
 - ウ 被災地の交通の確保
- (6) 中日本高速道路株式会社
 - ア 中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理
 - イ 被災施設の調査と復旧
- (7) 独立行政法人水資源機構
 - ア 水資源機構施設の整備と防災管理
 - イ 被災施設の調査と復旧
- (8) 日本放送協会
 - ア 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 県民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 放送施設の保守
- (9) 日本銀行
災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。
 - ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
 - a 通貨の円滑な供給の確保
 - b 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - c 通貨および金融の調節
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - a 決済システムの安定的な運行に係る措置
 - b 資金の貸付け
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
 - カ 海外中央銀行等との連絡・調整

- (10) 日本郵便株式会社
 - ア 災害時における郵便業務の確保
郵便の運送、集配の確保
 - イ 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務
取扱い及び援護対策の実施
 - a 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - b 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分
 - c 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便
物等の料金免除
 - ウ 郵便局の窓口業務の維持
- (11) 東邦ガス株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社
 - ア ガス施設等の整備と防火管理
 - イ 災害時のガス供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (12) 独立行政法人国立病院機構
 - ア 国立病院機構の病院による医療救護班の編成及び派遣
 - イ 国立病院機構の病院による可能な範囲における被災傷病者の収容治療
 - ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所による医療救護
班の活動支援

6 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人岐阜県LPガス協会及び一般ガス導管事業者（県内事業者）
 - ア ガス施設等の整備と防火管理
 - イ 災害時のガス供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (2) 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社等）
 - ア 鉄道防災施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (3) 一般社団法人岐阜県トラック協会
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策人員、輸送の確保
 - ウ 被災地の交通の確保
- (4) 中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海
ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会
社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新
聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式
会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、一般社団法人共同通信社、株式会社日刊工
業新聞社
 - ア 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 県民に対する災害応急対策等の周知徹底

- ウ 社会事業団等による義援金の募集、配分
- (5) 岐阜県土地改良事業団体連合会、土地改良区
 - ア 農業用ため池等の施設の設備と防災管理
 - イ たん水防除施設の整備と防災管理
 - ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
- (6) 岐阜県水防協会、水防管理団体
 - ア 水防施設、資材の整備と防災管理
 - イ 水防計画の策定と訓練
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (7) 一般社団法人岐阜県医師会、一般社団法人岐阜県病院協会、公益社団法人岐阜県歯科医師会、一般社団法人岐阜県薬剤師会
 - ア 医療及び助産活動の協力
 - イ 防疫その他保健衛生活動の協力
 - ウ 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
- (8) 公益社団法人岐阜県看護協会
看護師等派遣の協力
- (9) 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ ボランティア活動の推進
- (10) 全岐阜県生活協同組合連合会
物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
- (11) 日本水道協会岐阜県支部
 - ア 災害による水道施設被害の調査報告
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧
- (12) 日本下水道協会岐阜県支部
 - ア 災害による下水道施設被害の調査報告
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧
- (13) 岐阜県環境整備事業協同組合
 - ア 被災地域の清掃等
 - イ 無償による災害一般廃棄物の収集運搬
- (14) 一般社団法人岐阜県建設業協会
 - ア 被災住宅の応急修理
 - イ 被災者の救出支援
 - ウ 道路、河川、その他の施設の応急復旧
 - エ 緊急輸送道路の確保のための措置
- (15) 一般社団法人岐阜県警備業協会
 - ア 災害時における交通誘導業務
 - イ 避難場所等の警戒活動
- (16) 公益社団法人岐阜県バス協会
災害時における自動車による人員の緊急輸送

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合、森林組合等
 - ア 市町村本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
 - イ 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導
 - ウ 被災農林家に対する融資又はあっせん
 - エ 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧
 - オ 飼料、肥料等の確保又はあっせん
- (2) 病院等管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における病人等の収容及び保護
 - ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (3) 社会福祉施設管理者
 - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
 - イ 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
- (4) 社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ ボランティア活動の推進
 - ウ 義援金品の配分
- (5) 共同募金会
 - 義援金品の募集、配分
- (6) 商工会、商工会議所
 - ア 市町村本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
- (7) 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- (8) 学校法人
 - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
 - イ 被災者における教育の対策
 - ウ 被災施設の災害復旧
- (9) 高圧ガス取扱機関
 - ア 高圧ガスの防災管理
 - イ 災害時における高圧ガスの供給
- (10) 火薬取扱機関
 - 火薬の防災管理
- (11) ガソリン等危険物取扱機関
 - ア ガソリン等危険物の防災管理
 - イ 災害時におけるガソリン等の供給
- (12) ラジオ・アイソトープ(R. I)取扱機関
 - R. Iの防災管理

- (13) 専用水道設置者及び市町村営簡易水道事業者
 - ア 災害による水道施設被害の調査報告
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧
- (14) ゴルフ場経営者
 - ア 災害時における防災情報通信機能の確保
 - イ 災害時における臨時ヘリポートの設置及び被災者の救援活動
- (15) 医薬品供給機関
 - 災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

第4項 県民等の基本的責務

1 県民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第5項 岐阜県地震防災対策推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウエイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成17年4月1日施行）に基づき、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

第3節 本県の特質と災害要因

第1項 県内各地域の特色

県内には12の主要断層帯が存在し、特に濃尾断層帯及び養老・桑名・四日市断層帯に沿う西濃・岐阜地域、長良川上流断層帯に沿う中濃地域、跡津川断層帯・牛首断層及び高山・大原断層帯に沿う飛騨地域、阿寺断層系に沿う東濃・飛騨南部地域、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯に沿う東濃地域は、それぞれ、これらの断層帯の活動に伴う大規模な被害を受ける可能性がある。

1 山間部

山間部では、地震の影響により大規模な山崩れ・地すべりや土石流による被害を受けることが想定され、孤立地が生じる可能性がある。

2 平野部

平野部は、地盤が軟弱であるため山間部に比べ液状化や地盤沈下といった地震による直接的な被害が大きいと考えられる。

特に沖積層が厚く堆積した所の地盤は軟弱であり、羽島市、大垣市付近から下流の輪中地帯では、地盤が特に軟弱であることから被害が更に大規模となることが懸念される。

今日、岐阜・西濃地域などの平野部の諸都市では、住家や工場、ライフラインなどの施設が濃尾地震や昭和の東南海地震のころとは比べものにならないほど密集していることから、地震災害の潜在的な被害主体が当時に比べ著しく増大している。

第2項 災害要因

1 海溝型地震

日本列島付近には、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの海洋プレートと、ユーラシアプレート及び北米プレート（オホーツク海プレート）の大陸プレートの4つのプレートがある。

海洋プレートは大陸プレートに比べて比重が大きいため、大陸プレートの下に沈み込んでおり、日本列島が位置するユーラシアプレート及び北米プレートの端では、常に歪（ひずみ）が蓄積されている。

このひずみによる変形がある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が働き、プレートが急激に跳ね返ることとなり、これが日本の太平洋沿岸で繰り返し発生する巨大地震の原因であると考えられている。

近年中に発生し、特に県南部に多大な被害を及ぼすことが危惧されている南海トラフ地震は、この海溝型地震である。

2 内陸型地震

活断層は、「最近の地質時代に繰り返し活動し、今後も活動する可能性のあるとみなされる断層」と定義され、内陸型地震の原因となることから、その存在が重要視されている。

1891年に本巣郡根尾村（現本巣市）を震源地として発生した濃尾地震もこの内陸型地震で、岐阜県を含む日本の中央部には、多数の活断層が分布していることが最近の研究で明らかになっている。

第2章 地震災害予防

第1節 総 則

第1項 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、県民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 推進体制

(1) 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

県は、市町村、防災関係団体、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」推進組織を設置する。

県及び市町村は、「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても県民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

県及び市町村は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

県及び市町村は、多様な視点到配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参

画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

さらに県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努めるものとする。

加えて、県、市町村及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(5) 罹災証明の発行体制の整備

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成

県は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図るものとする。

県は、地域防災力を維持するため、市町村と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図るものとする。

(7) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(8) デジタル技術を活用した防災対策の推進

県、市町村及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

第2項 災害に強いまちづくり

県及び市町村は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

県及び市町村は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第3項 震災に関する調査研究

1 基本方針

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や地下街の発達、軟弱地盤地帯における大規模開発、さらには高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには、一定の限界があることに留意するものとする。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。

2 対策

県では、「岐阜県地震被害想定調査（平成10年3月）」、「岐阜県東海地震等被害想定調査（平成15年7月）」、「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成16年8月）」など、「南海トラフ等被害想定調査（平成25年2月）」、「内陸直下地震被害想定調査（平成31年2月）」などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施しており、こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

県及び市町村は、国が減災目標等を設定した大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、国の協力の下、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努めるものとする。

なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

第2節 防災思想・防災知識の普及

1 方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より地震災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、県民の自助・共助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門機関や専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

市町村（教育委員会）

防災関係機関

3 実施内容

(1) 地域住民に対する普及

県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所

や避難所での行動

オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

カ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

キ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ク 地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(2) 児童生徒等に対する普及

県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（園）等は、地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

(3) 職員に対する防災教育

県、市町村、防災関係機関等は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行うものとする。

(4) 災害伝承

県、市町村、防災関係機関等は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(5) 企業防災の推進

県及び市町村は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

要配慮利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(6) 防災訓練への積極的参加

県、市町村、防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力するものとする。

(7) 「岐阜県地震防災の日」の設定

岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、濃尾大震災（明治24年10月28日発生）が発生した10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定め、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図るものとする。

県は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、県民及び事業者の取組が積極的に行われるよう、防災意識の向上を図るための啓発活動を実施する。

市町村は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努めるものとする。

県民、事業者は、地震災害に備え実施する安全確保に必要な対策の状況を点検し、その一層の充実を図るよう努めるものとする。

(8) 「岐阜県防災点検の日」の設定

濃尾大震災にちなみ毎月28日を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施するものとする。

県は、「岐阜県防災点検の日」設定の趣旨を広く県下に知らしめるとともに、県の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検する。

市町村は、「岐阜県防災点検の日」に当たり、市町村の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、地域住民等の点検を啓発するものとする。

県民、事業者、団体、機関等は、それぞれ毎月1回、「県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備えるものとする。

第3節 防災訓練

1 方針

地震災害発生時において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、岐阜県地震防災の日等を通じ、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）
県警察（県公安委員会）
市町村
防災関係機関
防災上重要な施設の管理者
水防管理団体

3 実施内容

(1) 総合防災訓練

県は、国や市町村その他防災関係機関とできる限り多くの民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた県民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、南海トラフ地震を想定した臨時情報対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にするものとする。

また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

その他、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

市町村及び防災関係機関は、それぞれ県に準じた訓練を行うものとする。

(2) 広域災害を想定した防災訓練

地方公共団体等の防災関係機関は、複数県に及び様々な災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努めるものとする。

(3) その他の地震防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行うものとする。

ア 通信連絡訓練

災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練

イ 実働訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練

ウ 図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する要員に対し、多様な想定による図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）を行うものとする。

県民、施設、事業所等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、市町村等の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

(4) 防災関係機関等の実施する防災訓練への支援

県及び市町村は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。

(5) 防災訓練に伴う交通規制

県警察（公安委員会）は、災対法又は大規模地震対策特別措置法の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施するものとする。

(6) 訓練の検証

県、市町村等は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第4節 自主防災組織の育成と強化

1 方針

大規模地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 実施責任者

県（危機管理部、農政部、県土整備部）

県警察

市町村

防災関係機関

事業者

土地改良区

地域住民

3 実施内容

(1) 自主防災組織づくりの推進

市町村は、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを推進するものとし、県は、市町村に積極的に支援する。

(2) 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

県、市町村、防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。

(3) 地域防災協働隊や消防、警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化

ア 地域防災協働隊の育成支援

県は、市町村に対し、自主防災組織のリーダーとして消防職員及び消防団員OBの活用を図るよう指導支援するとともに、災害発生時において地域に密着した地震防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村と連携して、地域防災協働隊の育成支援を図る。

※地域防災協働隊

自主防災組織、消防団、消防署、警察署、地域で活動する防災グループ、女性防火クラブ、建設防災支援隊、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織などが協働し、災害時における迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。

イ 自主防災組織の設立と活動の充実

市町村は、消防職員及び消防団員のOBのうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした、町内会・自治会単位の自主防災組織の設立と活動の充実を図るものとする。

ウ 警察活動協力員の活用

県警察は、警察職員OBのうちから警察活動協力員（セイフティ・サポーターズ）を

任命し、その専門知識を生かした指導により、自主防災組織の充実を図るものとする。

(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災計画に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

また、市町村は、市町村計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村計画に地区防災計画を定めるものとする。

市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市町村は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

(5) 自主防災組織の活動拠点の整備

市町村は、自治会等に1カ所の割合で自主防災組織の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努めるものとする。

(6) 自主防災資機材の整備

市町村は、自主防災活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

(7) 研修の実施

県、市町村、防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

また、県及び市町村は、連携して地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導するものとする。

(8) 防災人材の育成

県は、防災・減災に係る人材育成等を強化するため、専門性の高い大学と連携し、総合防災力を高めることができる体制を整備するものとする。

(9) 消防団、交番等との連携強化

県、市町村及び県警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、市町村は、自主防災組織と女性防火クラブ、少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。

(10) その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

ア 施設、事業所等の自衛消防組織等

市町村は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、自主防災

組織と自衛消防組織との連携強化を図るものとする。

施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努めるものとする。

イ 建設防災支援隊

地域の建設事業者は、県又は市町村が災害応急対策を実施する場合において、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援するものとする。

ウ 農業用ダム、ため池の自主防災組織

市町村、土地改良区、受益者及び地域住民は、農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の誘導等を行うものとする。

第5節 ボランティア活動の環境整備

1 方針

大規模地震災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要があり、ボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

2 実施責任者

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部）

市町村

社会福祉協議会

3 実施内容

(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

県及び市町村は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(2) ボランティアの組織化推進

県及び市町村は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進するものとする。

(3) 災害ボランティアの登録

県及び市町村の社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行うものとする。

県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。

(4) ボランティア活動の推進

ア ボランティアセンターの設置

市町村の社会福祉協議会は、それぞれボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。

県、市町村及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行うものとする。

市町村はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援するものとする。

イ ボランティアコーディネーターの育成

県及び市町村の社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努めるものとする。

県及び市町村は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行うものとする。

ウ ボランティア支援を担う職員の養成

県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。

(5) NPO・ボランティア等のネットワーク化

県は、災害時に日本赤十字社奉仕団を始めNPO・ボランティア等間の連携ある行動がとれるよう、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及びNPO・ボランティア等と情報交換会を開催する等団体相互間のネットワーク化を図る。

(6) ボランティア活動拠点の整備

県及び市町村の社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

(7) 廃棄物等に係る連絡体制の構築

県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 広域的な応援体制の整備

1 方針

大規模地震災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

2 実施責任者

県（総務部、危機管理部）

県警察

市町村

3 実施内容

(1) 広域的な応援体制の整備

県及び市町村は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。

(2) 県域を越えた広域相互応援

ア 他の都道府県との相互応援協定の締結

県は、次のとおり、大規模地震災害に当たっての他の都道府県との相互応援に関する協定を締結し、又は締結を検討する。

- a 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- b 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定
- c 隣接県との災害時の相互応援に関する協定
- d 同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定

イ 県外の市町村との相互応援協定の締結

市町村は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結するものとする。

ウ 防災関係機関との協力体制

県及び市町村は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておくものとする。

エ 全国の被災市町村への応援

県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(3) 県内相互応援

ア 県及び市町村災害時相互応援協定

県及び市町村は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努めるものとする。

また、県は、被災市町村の災害対策全般をサポートするため、被災市町村からの要請に基づき派遣する災害マネジメント支援職員を養成するとともに、国研修への参加や被災県への応援等を通じたスキルアップを図るものとする。

市町村へ迅速に支援が行えるよう災害マネジメント支援職員を派遣する体制を確保するよう努めるものとする。

イ 広域消防相互応援協定

市町村は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

(4) その他の応援体制

ア 緊急消防援助隊

県及び市町村は、大規模地震災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

イ 警察災害派遣隊

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。

ウ 広域航空消防応援

県及び市町村は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

エ 県は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

第7節 緊急輸送網の整備

1 方針

大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

2 実施責任者

県（危機管理部、商工労働部、県土整備部）

県警察

市町村

緊急輸送道路の管理者

3 実施内容

(1) 緊急輸送道路の指定

県は、県内の道路を地震災害発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、緊急用河川敷道路、広域農道等を含め、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

- a 第1次緊急輸送道路・・・県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
- b 第2次緊急輸送道路・・・第1次緊急輸送道路と防災拠点とを相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
- c 第3次緊急輸送道路・・・第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

(2) 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルート確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図るとともに新規の電柱占用を原則認めないものとする。

県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号滅灯対策を推進するものとする。

(3) 道路被害状況の迅速把握

県は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

(4) 防災拠点の指定

県は、次の区分により防災拠点を指定する。

- ・第1次拠点 県庁舎、地方生活圏中心都市庁舎
- ・第2次拠点 市町村庁舎、県出先機関、警察署、消防本部、自衛隊、国土交通省関係事務所、その他省庁、ヘリポート、道の駅、災害医療拠点、物流拠点、広域防災拠点、河川防災ステーション、SA・PA等
- ・第3次拠点 広域避難場所

(5) 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点施設の設置

県及び市町村は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、市は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。

県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。

県及び市町村は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

(6) 緊急通行車両の周知・普及

県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

(7) 沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

第8節 防災通信設備等の整備

1 方針

超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるため、情報通信体制の整備拡充を図る。

2 実施責任者

県（危機管理部、県土整備部）

県警察

市町村

防災関係機関

道路管理者

3 実施内容

(1) 県防災行政無線等の整備

県は、電話やインターネット等が途絶した場合でも県本部、県支部、市町村、国の関係機関、防災関係機関、災害現場等との間の通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充を図る。

また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、関係機関相互の連絡に積極的に活用し、運用の習熟に努めるものとする。

長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

(2) 市町村防災行政無線等の整備

市町村は、市町村本部、各集落、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線（同報無線、地域防災無線、移動無線）及び避難所等との間の通信網の整備拡充とその運用の習熟に努めるものとする。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

(3) 県警察、消防その他の防災関係機関の防災用無線の整備

県警察、消防その他の防災関係機関は、通信の確保を図るため、無線通信施設の整備拡充に努めるものとする。

(4) 防災相互通信用無線の整備

県、市町村及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努めるものとする。

市町村は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努めるものとする。

(5) 非常時の通信体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困

難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

(6) その他通信網

県及び市町村は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努めるものとする。

ア 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

イ アマチュア無線

一般社団法人日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定により、アマチュア無線の協力を得て情報の収集、伝達体制を整備する。

ウ インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

エ タクシー無線

東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集体制を整備する。

(7) その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

県、市町村及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備するものとする。

(8) 情報の収集、伝達方法の多様化

ア ヘリコプターによる情報収集

防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターは、県内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、上空から情報収集活動を行うものとする。なお、県は、他の都道府県との相互応援協定にヘリコプターによる自主的な情報収集活動を盛り込むよう努める。

イ 災害現場からの情報収集

県及び市町村は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。

ウ 国の関係機関等への情報の伝達

県は、次の国の関係機関との情報の連絡体制を活用し、迅速な情報の収集及び伝達に努める。

a 防災無線

- ・消防防災無線回線・・・・・・・・総務省消防庁
- ・中央防災無線緊急連絡用回線・・内閣府、各省庁(緊急時においてのみ使用)
- ・水防道路用無線回線・・・・・・・・国土交通省、他都道府県

b 県防災行政無線（防災情報通信システム）による伝達

- ・衛星系回線・・・・・・・・総務省消防庁、他都道府県

(9) 情報システムの高度化等

ア 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進するものとする。

また、道路管理者は、道路情報提供システム等により、通行規制情報の円滑な提供に努めるものとする。

イ 情報収集・連絡システム

県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努める。また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

県及び市町村は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第9節 火災予防対策

1 方針

大規模地震災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する。

2 実施責任者

県（危機管理部）
市町村

3 実施内容

(1) 火災予防の指導強化

ア 地域住民に対する指導

県及び市町村は、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震災害時における火災防止思想の普及を図るため次の指導を行うものとする。

- a 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓
- b 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法
- c 火災予防条例の周知、徹底

イ 防火対象物の管理者等に対する指導

県は、危険物取扱者保安講習等により、耐震措置、地震時の防火対策等について教育する。

市町村は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

- a 防火対象物及び消防設備の耐震性の確保
- b 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、地震対策を含めた消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）
- c 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓
- d 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法
- e 防火対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導
- f 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底

ウ 初期消火体制の確立

市町村は、各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導するものとする。

- a 街頭消火器の設置、その使用方法及び消防ホース、消火栓の使用法
- b 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用方法及び組織的消火活動

(2) 消防力の整備強化

ア 消防力の強化

市町村は、消防力の基準に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努めるものとする。

- a 市町村消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保、防災拠点となる消防庁舎の耐震化
- b 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進
- c 必要な資機材等の整備
- d 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保
- e 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成
- f 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

イ 消防水利等の確保

市町村は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図るものとする。

- a 防火水槽及び耐震性貯水槽の整備
- b 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化
- c 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

第10節 孤立地域防止対策

1 方針

県域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地を形成、山間地には小集落が点在しており、こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部）
市町村

3 実施内容

(1) 通信手段の確保

通信手段については、「第2章第8節 防災通信設備等の整備」に定めるところによる。

県及び市町村は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めるものとする。

(2) 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

県及び市町村は、道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。

(3) 孤立予想地域の実態把握

県及び市町村は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化するものとする。

(4) 避難所の確保

市町村は、孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。

(5) 備蓄

備蓄については、「第2章第12節 必需物資の確保対策」に定めるところによる。市町村は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。

また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。

県は、孤立地域を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄するものとする。

(6) 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約

県は、別荘利用者等の把握を速やかに行うため、別荘利用者等に関する孤立情報の連絡体制を確立し、市町村へ周知するものとする。

(7) その他

県及び市町村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第11節 避難対策

1 方針

大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難場所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な環境生活の確保に努める。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会）

県警察

市町村

防災上重要な施設の管理者

3 実施内容

(1) 避難計画の策定

市町村は、地震発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(2) 行政区域を越えた広域避難の調整

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

県及び市町村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

県及び市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(3) 避難場所・避難所の指定

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地

域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

イ 指定避難所の指定

指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。

市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含

め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じ福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。

市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ウ 避難所運営マニュアルの策定

市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

エ 避難所開設状況の伝達

市町村は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

(4) 避難路及び避難先の指定

市町村は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(5) 避難場所、避難所及びその周辺道路の交通規制

県警察は、広域避難場所、避難所及びその周辺道路について、地震発生時の安全かつ迅速な避難に配慮した交通規制を実施するものとする。

(6) 避難情報の助言にかかる連絡体制

市町村は、避難情報発令の際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(7) 避難に関する広報

市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

(8) 帰宅困難者対策

都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

(9) 避難所等におけるホームレスの受入れ

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(10) 避難情報の把握

県及び市町村は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

(11) 広域避難

国、県及び市町村は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。

ア 市町村の役割

市町村は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。

市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ 県の役割

県は、市町村から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市町村からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。

県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。

ウ 国の役割

国は都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。

(12) 感染症の自宅療養者等の避難

県及び岐阜市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第12節 必需物資の確保対策

1 方針

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他県、市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

2 実施責任者

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、都市建築部）

市町村

住民

事業者

3 実施内容

(1) 備蓄の基本的事項

大規模地震災害が発生した直後の県民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、岐阜県総合備蓄計画の定めるところによるものとする。

また、県及び市町村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

県は、被災市町村が複数に及ぶ場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」（様式1号）に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。

ア 個人備蓄

大規模地震災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄するものとする。また、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。

なお、県及び市町村は、それらの啓発に努めるものとする。

イ 市町村備蓄

大規模地震災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必

要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳幼児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるものとする。

なお、備蓄にあたっては、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。

ウ 県備蓄

県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害発生時には対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要な物資、資機材の流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努める。

(2) 緊急輸送拠点の整備

県及び市町村は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

(3) 物資支援の事前準備

県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(4) 支援物資の輸送体制の整備

県及び市町村は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図ると共に、関係機関との訓練を実施するものとする。

様式1号 (燃料調整シート)

燃料調整シート

<本件問い合わせ先(担当課)>

燃料要請通し番号	
----------	--

	石油精製備蓄課	03-3501-xxxx
	石油流通課	03-3501-yyyy

1. 処理状況

日時	内容	所属	担当者
	要請発生	(被災地自治体→) 内閣府	
	要請受領	(内閣府→) 資源エネルギー庁	
	要請発信	資源エネルギー庁 (→石油連盟/全石連)	
	要請受領・仕分開始①	石油連盟(対元売)/全石連(県石、石商、役員等)	
	要請受領・仕分開始②	都道府県石商	
	要請受領・仕分開始③	石商	
	要請仕分報告	石油連盟/全石連 (→資工庁)	
	運送事業者報告	石油連盟/全石連 (→資工庁)	

2. 要請元・納入先・清算情報

発注・要請元	名称		
	担当者名		電話番号
納入先施設等	名称		施設番号※
	住所		
	燃料担当者名		電話番号
			携帯電話
	平時納入業者名		電話番号
燃料供給費用支払予定者	電話番号(請求事業者)		担当者部署・氏名

3. 要請内容

品目	数量(kl)	荷姿	タンク形態	タンク容量	必要ホース長(m)	給油口規格		
						口径	名称	形式
ガソリン								
ジェット								
灯油								
軽油								
A重油()								
その他()								
(備考)								

4. 配送手配状況

燃料提供者 (元売)	事業者名	
	支店/部署名	
燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名	
	支店/部署名	
輸送事業者	事業者名	
配送車両・予定	車番	
	ドライバー名	
	出荷予定	到着予定
	出荷基地	

第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策

1 方針

近年の地震災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。県、市町村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

2 実施責任者

県（清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部）
市町村
社会福祉協議会
施設等管理者
防災関係機関
住民

3 実施内容

(1) 地域ぐるみの支援体制づくり

ア 市町村計画

市町村は、市町村計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿

市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態を生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 個別避難計画

市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避

避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。

市町村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 避難行動要支援者の移送

市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(2) 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

ア 県及び市町村

県及び市町村は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。

イ 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。

(3) 施設、設備等の整備

ア 県

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。

また、地震発生時や火災発生時に、自力での避難が困難な方が多く入所される社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー設備等の整備を推進する。

イ 市町村

市町村は、地震災害発生時に、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織、民生・児童委員、警察活動協力員、地域住民等との連携のもと、平常時から見守りネットワーク活動と要配慮者支援マップの整備・充実による要配慮者の実態把握につとめ、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進めるものとする。また、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等の応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 県及び市町村

県及び市町村は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図り、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。

エ 施設等管理者

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努めるとともに、長期停電に備え、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。また、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。

(4) 人材の確保とボランティア活用

ア 県

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、市町村が設置する避難所等において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（岐阜DWA T）の派遣体制を整備し、運用するものとする。

イ 県及び市町村

県及び市町村は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。

ウ 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

(5) 外国人等に対する防災対策

県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、地震災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- a 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- b 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- c 多言語による防災知識の普及活動を推進
- d 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及

- e 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- f インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第14節 応急住宅対策

1 方針

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

2 実施責任者

県（都市建築部、教育委員会）

市町村

3 実施内容

(1) 供給体制の整備

県及び市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

県及び市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(2) 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第15節 医療救護体制の整備

1 方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

2 実施責任者

県（健康福祉部）

市町村

医療機関

日本赤十字社岐阜県支部

岐阜県赤十字血液センター

3 実施内容

(1) 地震災害等医療救護計画の策定

県は、医療救護体制を確立し、医療救護活動に万全を期すため、医療機関の協力の下に、災害時の医療救護体制等を規定した計画を策定する。

市町村は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めるものとする。

(2) 災害医療コーディネーターチームの設置

災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネーターチームを設置する。

(3) 広域災害・救急医療情報システムの整備

県は、被災医療機関への支援、患者の広域搬送を効率的に進めるため、医療機関と消防機関、行政機関等が情報共有するシステムを整備する。また、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

地方公共団体及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(4) 災害拠点病院等の整備

県は、地域の実情に応じて、災害時において困難な重症患者の処置及び収容、医療救護班の派遣等を行う拠点施設となる災害拠点病院を選定し、継続的医療提供体制を整備する。また、災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。

(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う病院を岐阜DMAT指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進す

る等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、岐阜DMAT運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(6) 救護所、救護病院の整備

市町村は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

(7) 効率的な医療を確保するための研修

県及び医療機関は、効率的な医療を確保するため、トリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修を実施するものとする。

(8) 医療品等の確保体制の確立

県、市町村及び岐阜県赤十字血液センターは、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、または困難な場合を想定し、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努めるものとする。

ア 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

イ 医療用血液の備蓄(岐阜県赤十字血液センター)、輸送体制の確保、献血促進

(9) 広域医療搬送拠点等の整備

県は、広域後方医療施設への重症者の広域医療搬送に当たり広域医療搬送拠点を県内2箇所(各務原市、高山市)に設置するとともに、広域医療搬送拠点臨時医療施設(SCU)の運営に必要な資機材を整備する。

市町村は、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

(10) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)構成員の人材育成

県は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するために国が整備する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

(11) 保健衛生活動

県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部(保健医療調整本部)の整備に努めるものとする。

県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

(12) 医療関係団体が行う人材育成等への協力

県は、医療関係団体が災害時に備えて行う人材育成等の活動に対して、協力等を行うものとする。

第16節 防疫予防対策

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

2 実施責任者

県（環境生活部、健康福祉部）

市町村

3 実施内容

(1) 防疫体制の確立

県及び市町村は、地震災害時における防疫体制の確立を図るものとする。

(2) 防疫用薬剤等の備蓄

県及び市町村は、防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図るものとする。

(3) 感染症患者に対する医療提供体制の確立

県及び市町村は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図るものとする。

(4) 災害廃棄物処理体制等の確立

県、市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理の体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また、県、市町村は、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

県、市町村は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

第17節 まちの不燃化・耐震化

1 方針

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。

このため、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要であり、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

2 実施責任者

県（危機管理部、県土整備部、都市建築部）

市町村

公共的施設管理者

3 実施内容

(1) 建築物の防災対策

県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「岐阜県耐震改修促進計画」という。）に基づき、計画的な耐震化を促進していくこととする。

ア 防災上重要な建築物の耐震性確保

県は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる県有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震化対策を講ずる。また、緊急輸送道路沿道建築物等について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に耐震化を実施する。

市町村及び公共的施設管理者は、県有施設の耐震化に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進するものとする。

イ 一般建築物の耐震性強化

県及び建築主事を置く市は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図るものとする。

a 耐震化に関する住民相談の実施

耐震相談窓口を開設し、住民からの建築物の耐震化に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

b 耐震性に関する知識の普及

耐震工法、耐震補強などについての資料配付、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努める。

c 耐震化についての啓発強化

県及び市町村は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性と、具体的な耐震方法の啓発に努める。

d 建築士事務所協会等の協力

建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士事務所協会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

ウ 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

県及び市町村は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努めるものとする。

a 危険度判定活動の普及啓発

県は、市町村と協力し判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行うものとする。

b 震前判定計画、震前支援計画の作成

市町村は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め震前判定計画を作成するものとする。

県は、市町村の支援養成に応じて円滑な支援が行えるよう、予め震前支援計画を作成するものとする。

c 研修機会の拡充

県及び市町村は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図るものとする。

エ その他の安全対策

県、市町村及び建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずるものとする。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。

(2) 建築物の不燃化の促進

ア 防火・準防火地域の指定

県及び市町村は、建築物が密集し、地震による火災により多くの被害を生ずる恐れのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進するものとする。

イ 屋根不燃化区域の指定

県は、市町村と協議し、防火地域及び準防火地域以外の地域で災害の危険性のある地域について、建築物の屋根を不燃材料で作成又は葺くように建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、区域の指定を行い、建築物の防災化に努める。

ウ 都市防災不燃化の促進

県は、避難路、避難場所周辺の建築物不燃化を促進するための調査・研究を行い、事業の実施について指導を行う。

エ 建築物の防火の促進

県及び建築主事を置く市は、新築、増改築等建築物の防火について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図るものとする。

a 既存建築物に対する改善指導

百貨店、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

b 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する防火基準適合表示制度による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造・防火区画・階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 道路、河川施設等の防災対策

ア 道路・橋梁等の整備

県を始めとした各道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の整備を推進するものとする。

a 災害に強い道路ネットワークの整備

大規模地震発生時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動の実施に必要な要員、物資等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルート確保が可能となるよう必要な道路整備を推進するものとする。

b 道路橋等の耐震性の向上

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

既設橋梁については、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備し、地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能を確保する。また、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において、万が一被災しても、短時間で緊急輸送道路としての機能を果たせる程度に回復するように弱点となる部分の事前対策を実施する。

c ライフライン共同収容施設の整備

地震災害発生時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

イ 河川等の整備

河川管理者及び市町村は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進するものとする。

a 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

b 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。また、高水敷を利用した緊急河川敷通路の検討・整備を図る。

c 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、

用水路、ため池等の活用を図る。

d 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

(4) 都市の防災対策

ア 都市防災の推進

県及び市町村は、過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図るものとする。

イ 防災空間の確保

a 緑の基本計画の策定

市町村は、都市緑地法に基づき緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）を策定し、防災空間の確保に努めるものとする。

県は、市町村に対し、緑の基本計画の策定を指導し、防災空間の確保に努める。

b 緑地保全地区の指定

県及び市町村は、都市緑地法に基づく緑地保全地区等の地域指定の拡大を推進し、防災空間の確保に努めるものとする。

c 都市公園の整備

県及び市町村は、都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難場所として防災効果を発揮する防災空間の確保に努めるものとする。

ウ 市街地の開発等

a 市街地再開発の推進

県及び市町村は、低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地について、市街地再開発事業、優良再開発建築物整備促進事業、市街地再開発資金融資制度の事業等を推進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるものとする。

b 住環境整備事業の推進

県及び市町村は、市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図るものとする。

c 土地区画整理事業

県及び市町村は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進するものとする。

エ 空家等の状況の確認

市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第18節 地盤の液状化対策

1 方針

本県平野部（特に沖積層が厚く堆積したところ）の地盤は軟弱であることを踏まえ、岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある個所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

2 実施責任者

県（危機管理部、県土整備部）
市町村
河川管理者

3 実施内容

(1) 液状化危険度に関する意識啓発

県及び市町村は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する啓発を行う。

特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行うものとする。

(2) 液状化危険度調査の見直し

県及び市町村は、揺れの時間の長さを考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努めるものとする。

(3) 基幹交通網における耐震化の推進

県及び市町村は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行うものとする。

(4) 堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化対策等を適切かつ優先的に行うものとする。

(5) ライフライン施設等の液状化対策

県及び市町村は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害防止する対策を実施することとする。

第19節 災害危険区域の防災事業の推進

1 方針

本県は広大な面積を有し、その約8割は山地であり、いたるところにがけ崩れ、山崩れの危険性がかかえており、一方では、海拔0メートル地帯を始めとして軟弱な低地が木曾三川下流部に広がり、道路の地割れ、陥没、堤防の損傷等の発生の恐れがある。また、大規模な地震が発生した場合、これらの被害により、一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命が危険にさらされる恐れがあり、防災事業の推進が必要である。

このため、国、県、市町村は、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

2 実施責任者

国

県（農政部、県土整備部、都市建築部）

市町村

3 実施内容

(1) 土地利用の適正誘導

県及び市町村は、地盤災害の予防対策として、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する必要がある。

この他地盤災害が発生すると思われる地域の人々へは、防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。

(2) 宅地造成の規制誘導

県及び市町村は、宅地造成等規制法や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める。また、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずる恐れが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行うものとする。

(3) 土砂災害防止事業

国、県及び市町村は、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等）の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図るものとする。

ア 砂防

土石流発生による被害が大きいと予想される都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る渓流等を重点に、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施

イ 地すべり

地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、都市周辺地区、人家密集地区及

び下流地域への影響の大きい地区を重点に地すべりを助長、又は誘発する原因、機構及び規模に応じ、対策工事を実施

ウ 急傾斜地

急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事を実施

エ 総合的な土砂災害対策

土砂災害危険箇所、及び非常時の避難場所を記載した土砂災害危険区域図（ハザードマップ）を作成・配布するとともに、土砂災害危険箇所表示看板を設置し、地域住民に対し周知を実施

(4) 治山事業

国及び県は、山腹崩壊地及び危険地、荒廃溪流及び荒廃のきざしのある溪流等について、復旧治山事業及び予防治山事業の推進を図る。また、森林機能の低下している森林については、保安林整備事業等によって森林の造成を推進するものとする。

(5) ため池の整備（ダム）

県及び市町村等は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。

県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知するものとする。

(6) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県、市町村及びその他の関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。また、既存の土地造成地にあつて、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導するものとする。

更に土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、県は市町村の意見を聴いて、災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、市町村は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から地域住民の生命を守るよう努めるものとする。

土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、県は、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、県は、市町村地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。

(7) 液状化対策

県は、被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等を県民に提供するとともに、自然災害回避（アボイド）行政による情報の提供を図る。また、地震動を含め、建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。なお、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。

県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及

び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

市町村においては、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていくものとする。

(8) 住宅移転事業

ア 防災のための集団移転促進事業

県及び市町村は、災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図るものとし、移転者に対しては、生活確保に必要な援助を行うよう努めるものとする。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

県及び市町村は、県建築基準条例で指定した災害危険区域、同条例で建築を制限している区域及び土砂災害特別警戒区域等に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、地域住民の積極的な協力を得るよう努めるものとする。

(9) 津波河川遡上対策

県及び市町村及び河川管理者は、地震発生時に津波の河川遡上の危険性があることを、事前に河川利用者及び沿川住民へ十分周知し、危険性を認識してもらうよう努めるものとする。

なお、市町村は、津波発生時に河川利用者及び沿川住民に対する津波の河川遡上の恐れがあることを迅速に広報するための体制の整備を行うとともに、広報訓練を防災訓練の中に取り入れるなど津波河川遡上対策を進めるものとする。

第20節 ライフライン施設対策

1 方針

電気、ガス、上下水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。そのため、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保を図る。

2 実施責任者

県（秘書広報部門、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部）

市町村

ライフライン事業者

3 実施内容

(1) 水道施設

ア 県は、地震災害発生時における水道水の安定供給と二次災害の防止のため、水道事業者へ次の指導等を行う。

- a 水道施設の耐震化
- b 緊急時給水拠点の設定
- c 水道施設整備への財政支援

イ 水道事業者（水道用水供給事業者を含む。）は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行うものとする。

- a 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- b 浄水場施設等の耐震化等
- c 管路施設の整備
- d 電力設備の確保
- e 緊急時給水拠点の設定
- f 資機材の備蓄等
- g 広域的相互応援体制の整備

(2) 下水道施設

下水道管理者は、地震災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

- a 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- b 下水道施設設備の耐震・液状化対策等
- c 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
- d 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ

場、処理場のネットワーク化について検討

- e 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
- f 下水道台帳の整備
- g 中部ブロック災害応援体制の整備

(3) 電気施設

電気事業者は、地震災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- a 電力供給施設の耐震性確保
- b 防災資機材及び緊急資機材の整備
- c 要員の確保
- d 被害状況収集体制の整備
- e 広域的相互応援体制の整備

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(4) 都市ガス施設

都市ガス事業者は、地震災害発生時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、被害拡大防止のため次の対策を行うものとする。

- a 都市ガス施設の耐震化
- b 遮断バルブの設置促進
- c ガス供給地域における地震計の設置
- d 地震対応型マイコンメーターの設置促進
- e 防火、消火施設設備の充実
- f 保安電力の確保
- g 要員の確保
- h 代替熱源による供給体制の整備
- i 資機材の整備
- j 広域的相互応援体制の整備

(5) 鉄道施設

鉄道事業者は、地震災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を行うものとする。

- a 鉄道施設の耐震構造への改良促進、地震時要注意構造物の点検
- b 地震計設置による早期点検体制の確立
- c 耐震列車防護装置等の整備増強
- d 防災資機材の整備点検
- e 要員の確保

(6) 電話(通信)施設

電気通信事業者は、地震災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の予防対策を行うものとする。

- a 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保
- b 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保

- c 応急復旧機材の配備
- d 通信輻輳対策の推進
- e 重要通信の確保
- f 要員の確保

(7) 放送施設

放送事業者は、地震災害発生時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模地震災害発生時の機能を確保するため、次の予防対策を行うものとする。

- a 送信所、放送所の建物、構築物の耐震性の強化
- b 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策
- c 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
- d 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- e 建物、構築物、放送設備等の耐震性等についての定期的自主点検

(8) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

(9) 電線類

道路管理者は、電線類の無電柱化を推進するものとする。

また、市町村等は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

(10) ライフラインの代替機能の確保

県及び市町村は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能(ライフラインからの自立機能)の確保に努めるものとする。

- a 避難所その他公共施設での井戸の掘削
- b 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置
- c 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- d 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- e 仮設トイレ、バキュームカーの配備(業者との協定)
- f 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- g 新エネルギーシステムの導入

(11) 連携体制の構築

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築する。

第21節 文教対策

第1項 文教対策

1 方針

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を地震災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

2 実施責任者

県（環境生活部、教育委員会）

市町村（教育委員会）

学校等の経営者、管理者

3 実施内容

(1) 文教施設の不燃化、耐震構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設に当たっては、適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずるものとする。

(2) 文教施設の予防対策

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して地震災害の予防に当たるものとする。

ア 組織の整備

文教施設の補強、補修等が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

イ 補修、補強等

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。

ウ 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱いあるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならないが、特に地震災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

(4) 防災教養

県、市町村又は学校等の管理者は、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行うものとする。

ア 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校（幼稚園を含む。以下同じ）において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせ

ながら、効果的に行うよう配慮する。

イ 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

(5) 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図るものとする。

なお、県及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

(6) 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- a 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- b 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考える。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。
- c 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。
- d 訓練は毎学期1回程度実施する。
- e 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。
- f 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。
- g 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。
- h 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

第2項 文化財保護対策

1 方針

大規模地震災害発生時には建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想され、被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図る。

2 実施責任者

県（環境生活部）

市町村

指定文化財等の所有者又は管理者

3 実施内容

(1) 防災思想の普及

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財に対する県民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図るものとする。

(2) 文化財施設の予防対策

ア 指定文化財等の所有者及び管理者

指定文化財等の所有者及び管理者は、施設を地震災害から保護するため、不燃化、耐震化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

イ 県、市町村

a 国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

b 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を配備し、大規模地震災害時に備える。

c 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために文化財の防災の手引きを発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。

d 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

e 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

f 文化財の保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

(3) 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期するものとする。

(4) 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立するものとする。

県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第22節 行政機関の業務継続体制の整備

1 方針

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 実施責任者

県（総務部、危機管理部）

市町村

3 実施内容

(1) 行政における業務継続計画の策定

県及び市町村は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市町村機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに派遣できる体制の確立を図るものとする。

特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、県及び市町村における業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 行政機関における個人情報等の分散保存

県及び市町村における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面）の分散保存の促進を図る。

県及び市町村は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

(3) 耐震対策

県及び市町村は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

第23節 企業防災の促進

1 方針

企業の事業継続及び早期再建は、県民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

県、市町村、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

2 実施責任者

県（危機管理部、商工労働部）
市町村
商工団体
各種企業

3 実施内容

(1) 企業の取り組み

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。））の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

イ 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺

地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

ウ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

(2) 企業防災の促進のための取り組み

県、市町村、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

市町村、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ア BCPの策定促進

a 普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

b 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市町村はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

イ 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

第24節 防災施設等の整備

1 方針

社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備を重点的に行う。

2 実施責任者

県（危機管理部）

市町村

3 実施内容

(1) 地震防災緊急事業の推進

県は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、県及び市町村等は、これらの計画に基づき、特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うものとする。

(2) 地震防災緊急事業五箇年計画

ア 概要

- a 都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年間の計画
- b 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、全県
- c 作成主体は、都道府県知事
- d 計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等に関する事項

イ 経緯

第1次計画は平成8年度から平成12年度、第2次計画は平成13年度から平成17年度、第3次計画は平成18年度から平成22年度、第4次計画は平成23年度から平成27年度、第5次計画は平成28年度から平成32年度

第25節 津波災害予防対策

1 方針

地震の発生により、県南部の海拔ゼロメートル地帯の一部地域においては、津波が河川を遡上し、河川水位が上昇するおそれがあり、堤内地（堤防で守られている住宅地、農地等。以下同じ。）での浸水は想定されていないが、堤外地（堤防より川側にある区域。以下同じ。）の一部が浸水おそれがある。

このため、あらかじめ、河川を遡上する津波による被害を予防又は軽減させるための対策を図る。

2 実施責任者

県（危機管理部、県土整備部）

関係市町

関係防災機関

3 実施内容

(1) 津波警戒の周知徹底

県、関係市町、関係防災機関は、津波警戒に関する次の事項等について、多様な広報媒体等により周知を図る。

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震による揺れを感じなくても、大津波警報若しくは津波警報が発表されたときは、速やかに堤外地から避難する。

イ 第一波より第二波、第三波の方が大きくなる可能性があるので、大津波警報、津波警報、津波注意報解除まで堤外地から避難する。

(2) 防災知識の普及、防災教育

① 県、関係市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対して普及・啓発を図るものとする。

津波に関する知識の普及啓発に当たっては、次の事項について周知するものとする。

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震による揺れを感じなくても、大津波警報若しくは津波警報が発表されたときは、速やかに堤外地から避難すること。

イ 第一波より第二波、第三波の方が大きくなる可能性や長時間継続する可能性があること。

ウ 津波・地震は自然現象であり、想定を超える可能性があること、津波による浸水が想定されていない区域でも浸水する可能性があること。

エ 地震発生後は、津波による浸水以外にも、地盤の液状化現象の発生が考えられるため、食料・飲料水等の備蓄などライフラインの停止に備えること。

オ 地震により一定量の堤防沈下が発生することが想定され、その後に洪水が発生する危険性が高くなることから、大雨時には早めの避難を行うこと。

② 津波浸水想定図の活用

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、津波避難対策の基礎資料として、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大

クラスの地震・津波」を対象に津波浸水想定を設定し、津波浸水想定図を作成している。

堤内地での浸水は想定されていないが、堤外地の一部が浸水するおそれがあるため、関係市町は、津波浸水想定図の掲示等により、住民や観光地等の外来者に対して津波危険想定区域の周知を行う。

③ 津波に係る防災教育

児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得等に努め、教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施する。

(3) 住民等の避難誘導體制

関係市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員などによる堤外地からの避難誘導等の防災対応のルールを定めるものとする。

(4) 津波警報等の伝達のための体制確保

県及び関係市町は、津波警報等を住民に周知する体制を整えるものとする。

第26節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、農政部、林政部、県土整備部）

市町村

防災関係機関

事業者

3 実施内容

(1) 連携の強化

県と及び防災関係機関は、平時から会議等を開催し、情報共有を行うなど停電の早期復旧に向けた連携体制の強化を図る。

(2) 事前防止対策

県、市町村及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

(3) 代替電源の確保

県、市町村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

県及び市町村は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リストを更新するものとする。

第3章 地震災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 基本方針

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第2項 災害対策本部

1 県本部

県は、県の地域に地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で県知事が必要と認めたときは、災対法の規定により県災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと県本部長（県知事）が認めたときはこれを廃止する。

なお、本計画に定めるほか地震災害時における警察及び水防の組織は、別に定めるそれぞれの計画によるものとする。

(1) 設置基準

県本部は、次の場合に設置する。

- ア 県内に震度5強以上の地震が発生したとき（自動設置）
- イ 県内に特別警報に位置付けられた緊急地震速報（震度6弱以上）が発表されたとき（自動設置）
- ウ 県内に相当規模の災害が発生したとき、又は発生する恐れのあるときで県知事が必要と認めたとき

(2) 本部の場所

県本部は、県庁5階に設置する。なお、県庁舎がその使用に耐えない時やその使用制限を余儀なくされる時は、県防災交流センター等において県本部を設置する。

(3) 情報収集体制、警戒体制

県は、県内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い速やかに県本部を設置するための前段階として、情報収集体制、警戒体制をとる。

(4) 航空機の運用調整等

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する緊急対策チーム（ヘリ統制チーム）を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

ヘリ統制チームは、警察、消防、国土交通省、自衛隊、DMA T都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交

通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

2 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、県本部長が災害の規模、程度等により必要があると認めたとときに設置する。必要に応じ、被災地に近いところに設置し、県総合庁舎、学校、公民館等公共の施設、災害対策車両（移動防災情報センター）を利用する。この場合努めて自衛隊等協力機関と同じ施設とし、同じ施設によることができない時は常時連絡ができる体制をとるものとする。

3 県支部

県支部の設置、閉鎖等は、県支部長が県本部と協議して決定するものとするが、緊急を要する場合で、県本部と協議するいとまがないときは、県支部長の判断で決定する。

なお、県支部の体制、運用等については、県支部の防災計画において定めるものとし、県本部からの通知を受けた場合はすぐに体制がとれるよう事前に定めておくものとする。

4 運営等

県本部等の組織、運営等については、岐阜県災害対策本部に関する条例（昭和37年条例第30号）、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和37年第規則89号）等の規定するところによるものとし、県の各部局は、救難、救助等地震災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための各種措置を実施する。

また、県本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図るとともに、必要に応じて連絡要員を受け入れるものとする。

県本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

第3項 災害支援対策本部

他県で大規模な地震被害が生じ、岐阜県の支援が必要と認められる場合は、県知事を本部長とする県災害支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を設置し、全庁的な対応を行う。ただし、県内において災害等が発生した場合は、県内の対応を優先する。

なお、県知事は、支援対策本部を存続させる必要がなくなると認められるときは支援対策本部を解散する。

(1) 設置基準

支援対策本部は、次の場合に設置する。

- ア 岐阜県以外の都道府県において大規模な地震が発生し、支援が必要と認められるとき
- イ その他、県知事が必要と認めるとき

(2) 運営

支援対策本部の運営の方法、配備体制等については、岐阜県災害支援対策本部等設置要綱の規定するところによるものとする。

第4項 市町村本部

市町村は、市町村の地域内に地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市町村長が必要と認めたときは、災対法の規定により市町村本部を設置し、災害が発生する恐れが解消し、又は災害応急対策をおおむね完了したと認めたときはこれを廃止する。

また、市町村長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

なお、市町村本部等の運営の方法、配備体制等については、防災活動に即応できるように定めるとともに、災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

市町村本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

第5項 国の特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

国は、大規模な災害発生時には、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議・調整等を行うため、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を設置する。

1 特定災害対策本部

国は、非常災害に至らない大規模な災害が発生していると認めるときは、防災担当大臣を本部長とした特定災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置の実施などを行う。

また、災対法の規定により、特定災害対策本部に、特定災害対策本部長の定めるところにより、特定災害現地対策本部を置くことができる。

2 非常災害対策本部

国は、非常災害が発生していると認めるときは、内閣総理大臣を本部長とした非常災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置の実施などを行う。

また、災対法の規定により、非常災害対策本部に、非常災害対策本部長の定めるところにより、非常災害現地対策本部を置くことができる。

3 緊急災害対策本部

国は、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生していると認めるときは、閣議にかけ、内閣総理大臣を本部長とした緊急災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置の実施などを行う。

また、災対法の規定により、緊急災害対策本部に緊急災害対策本部長の定めるところにより、緊急災害現地対策本部を置くことができる。

さらに、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域について災害緊急事態の布告を発することができる。

この災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会を開くいとまがないときは、緊急措置をとるため法に規定された項目について政令を制定することができる。

4 連絡調整

県は、国の特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部及び緊急災害現地対策本部が設置された場合は、緊密に連絡調整を行う。

また県は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。

※連絡会議

国が現地において、関係省庁・都道府県（市町村）・ライフライン事業者等を集め、現状の把握・被災地のニーズ等の情報共有を行うために開催する会議

※調整会議

連絡会議等で把握した調整困難な災害対応や進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等を集め、役割分担、対応方針等の調整を行うために開催する会議

第6項 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、関係地域内に地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において必要な組織を設置し、その運営等についても防災活動に即応するよう定めるものとする。

第7項 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織は、「第6項 指定地方行政機関」の防災組織に準ずる。

第2節 ボランティア活動

1 方針

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

2 実施責任者

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部）

市町村

社会福祉協議会

日本赤十字社岐阜県支部

3 実施内容

(1) 県及び市町村の活動

県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。

県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

市町村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市町村主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

(2) 日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、日本赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかけるものとする。

(3) 県社会福祉協議会の活動

県社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、県及び市町村と連携して、市町村社会福祉協議会が設置する市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。また、被害が甚大で全国的な災害救援活動の必要があると認めるときは、全国社会福祉協議会等に対し災害救援のための支援を要請するものとする。

(4) 市町村社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、市町村災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行うものとする。

(5) 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入、派遣に係る調整等を行うものとする。

第3節 自衛隊災害派遣要請

1 方針

地震災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、県知事は、自衛隊に対し、自衛隊法（昭和25年法律第165号）の規定により部隊の災害派遣を要請する。

2 実施責任者

自衛隊
 県（危機管理部）
 市町村
 防災関係機関

3 実施内容

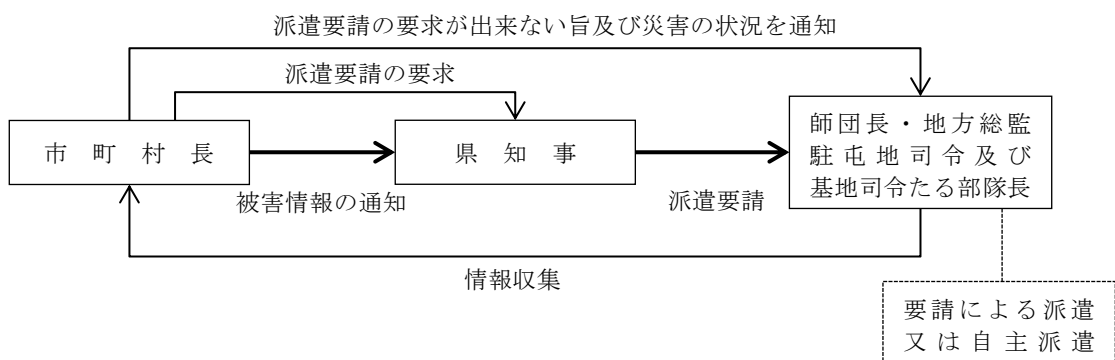
(1) 災害派遣要請の基準

- ア 地震災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき
- イ 地震災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

(2) 災害派遣の要請

県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶状況から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。



(3) 災害派遣要請を受けられる者

- a 陸上自衛隊第10師団長（陸上自衛隊第35普通科連隊経由）
- b 航空自衛隊第2補給処長
- c 海上自衛隊横須賀地方総監

(4) 災害派遣部隊の活動範囲

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

コ 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

サ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

シ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

ス その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 災害派遣要請の手続き

ア 派遣要請の要求

市町村長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書」（様式1号）により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。要請を行った場合、市町村長は、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、市町村長は、その旨及び該当市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通知するものとする。

指定地方行政機関又は指定公共機関等の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、県知事に要請を求めることができる。

県知事は、市町村長、指定地方行政機関又は指定公共機関等の長（以下「市町村長等」という。）から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、「災害派遣要請書」（様式2号）を自衛隊へ提出する。

ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

イ 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、地震による災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

ウ 派遣部隊の受入体制

県は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、関係市町村等の受入体制を支援するとともに、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村等の連絡に当たる。

受入側の市町村等は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受入れ体制に万全を期すものとする。

- a 派遣部隊と市町村との連絡窓口及び責任者の決定
- b 作業計画及び資機材の準備
- c 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- d 住民の協力
- e 派遣部隊の誘導
- f 活動状況の報告

(6) 県警の協力

県は、自衛隊派遣を容易にするため必要があると認めたときは、県警察と協議して、白バイ、パトロールカー等による派遣部隊の先導を要請する。

(7) 経費の負担区分

ア 自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。

- a 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
- b 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- c 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費
- d 県、市町村が管理する有料道路の通行料

イ その他

負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度協議して決定する。

(8) 派遣部隊撤収時の手続

市町村長等は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、

「自衛隊の撤収要請依頼書」(様式3号)を提出するものとする。

県知事は、アの撤収要請依頼を受けたときは、すみやかに「自衛隊の撤収要請書」(様式4号)により要請を行う。

(9) その他

ア 連絡幹部の派遣

県は、災害派遣の要請を要するような災害の発生が予想される時又は県が警戒体制をとったときは、自衛隊との連絡を密にするものとし、調整により自衛隊から連絡幹部の派遣を受け、情報の交換、部隊の派遣等に関して連絡調整を図る。

イ 自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

- a 派遣要請は、「災害派遣要請依頼書」にその旨を明示
- b 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ実施

様式1号（災害派遣要請依頼書）

第 年 月 日 号	
(岐阜県知事) 様	(依頼機関の長) 印
災害派遣要請依頼について	
自衛隊法第83条第1項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由	
(1) 災害の状況	
(2) 派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣区域	
(2) 活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

様式2号（災害派遣要請書）

第 年 月 日 号	
(岐阜県知事) 様	(岐阜県災害対策本部長名) 印
災害派遣要請について	
自衛隊法第83条第1項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請します。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由	
(1) 災害の状況	
(2) 派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣区域	
(2) 活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

様式3号（自衛隊の撤収要請依頼書）

	第 年	月	号 日
(岐阜県知事) 様			
	(依頼機関の長)		㊟
自衛隊の撤収要請依頼について			
自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。			
記			
1 撤収要請依頼日時			
	年	月	日 時 分
2 派遣要請依頼日時			
	年	月	日 時 分
3 撤収作業場所			
4 撤収作業内容			

様式4号（自衛隊の撤収要請書）

	第 年	月	号 日
(災害派遣命令者名) 様			
	(岐阜県知事)		㊟
自衛隊の撤収要請について			
自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収を要請します。			
記			
1 撤収要請依頼日時			
	年	月	日 時 分
2 派遣要請依頼日時			
	年	月	日 時 分
3 撤収作業場所			
4 撤収作業内容			

第4節 災害応援要請

1 方針

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、その規模等に応じて、国、県、市町村等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築することとし、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

2 実施責任者

県（総務部、危機管理部、商工労働部、県土整備部）
県警察（県公安委員会）
市町村
防災関係機関

3 実施内容

(1) 広域的な応援

ア 防災関係機関相互の応援要請

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請等を行うものとする。

イ 県による応援要請

a 応援協定に基づく応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、他の都道府県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定又は同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。応援に当たっては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めるものとする。

b 他の市町村に対する応援要請

市町村は、当該市町村の地域において災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。

県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対し、応援を求める。

県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

c 県による指示

県は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村に対し応急措置の実施について必要な指示をし、

又は他の市町村を応援すべきことを指示することができる。また、市町村から応急措置の実施について応援の要求があったときも同様の措置をとる。

d 国に対する要請

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は市町村を応援することを求めるよう、要求するものとする。また、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、被災市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、国及び県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。

また、県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

e 指定行政機関等に対する要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。

ウ 経費の負担

国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等所定の方法による。

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

(2) 消防活動に関する応援要請

ア 消防庁への応援要請

県は、地震災害が発生し、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、緊急消防援助隊等の消防応援又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁に要請する。

イ 相互応援協定に基づく応援要請

市町村は、県外の市町村との間に広域応援協定を結んでいる場合は、その協定に基づき、当該市町村に応援を求める。また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該市町村に応援を求めるものとする。なお、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

(3) 警察活動に関する応援要請

県公安委員会（県警察）は、大規模災害が発生した場合において、警察災害派遣隊の応援の必要があると認めるときは、警察庁及び中部管区警察局に連絡のうえ、他の都道府県警察に対して、援助の要求を行うものとする。

(4) 道路啓開に関する応援要請

国（国土交通省）は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

(5) その他の応援要請

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

また、県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

(6) 応援の受入体制の整備

県及び市町村は応援を求めた場合、必要に応じてその応援の受入体制を整備するものとする。

(7) 応援措置の代行

県は、災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応援措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

国土交通省等は、被災により、市町村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等、他人の土地を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

(8) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

県及び市町村は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第5節 交通応急対策

第1項 道路交通対策

1 方針

地震災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生する恐れがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

2 実施責任者

自衛隊

県（危機管理部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部）

県警察（県公安委員会）

市町村

道路管理者

3 実施内容

(1) 輸送道路の確保

ア 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、地震災害発生後、緊急輸送道路を優先し速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握するものとする。

県、市町村、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るものとする。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。

イ 情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行うものとする。

ウ 警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとし、このため、県及び県警察は、警備業者との間において締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、必要に応じて交通誘導の実施を要請するものとする。

(2) 発見者等の通報

地震災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は当該地域を所管する市町村に通報するものとする。通報を受けた市町村は、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関に速やかに通報するものとする。

(3) 交通規制の実施

ア 規制の種別

a 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく規制

道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

b 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制

県警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

c 災対法に基づく規制

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 緊急交通路の確保

a 交通規制の実施

県警察は、現場警察官、関係機関及び交通管制施設等の活用により、交通状況及び使用可能な道路を迅速に把握し、交通規制対象路線等から、規制路線の選定及び区間の指定を行い、一般車両を対象とした通行禁止などの交通規制を実施するものとする。

・第1次

道路交通法に基づく警察署長及び高速道路交通警察隊長並びに現場警察官による交通規制、災対法に基づく交通規制、道路交通法に基づく交通規制を実施

・第2次

被害発生後の被災地の状況に応じて、被害状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを実施

b 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

c 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

d 自衛官、消防吏員の行う措置命令・強制措置

警察官がいない場合、自衛官又は消防吏員は、上記イのb及cと同様の措置命令、強制措置を行うことができる。なお、措置命令をし、又は強制措置をとったときは直ちに、管轄の警察署長に通知するものとする。

e その他

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるものとする。

ウ 交通規制の周知徹底

道路管理者、県、県警察及び市町村は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

エ 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

オ 関係機関等との連携

県警察は、交通規制にあたって、道路管理者、警備業者等と相互に密接な連携を保つものとする。

カ 迂回路の確保

県警察が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

(4) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

県知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(5) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両の確認

県公安委員会が災対法に基づき、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合は、県又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認を行うものとする。

イ 緊急通行車両の届出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「緊急通行車両等確認申請書」を、県又は県公安委員会に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」(様式1号)を標章(様式2号)とともに申請者に交付するものとする。

エ 事前届出制度

県公安委員会は、災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付するものとし、災害時において、事前届出済証を携行している車両の使用者に対して、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付するものとする。

(6) 報告等

ア 報告通知

交通規制を行ったときは、関係機関へ報告又は通知をするものとする。

イ 報告事項

各機関は、報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- a 禁止、制限の種類と対象
- b 規制する区間又は区域
- c 規制する期間
- d 規制する理由
- e 迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

様式1号（緊急通行車両確認証明書）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		岐阜県 知事印	
岐阜県知事 氏 名			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		岐阜県公安委員会 印	
岐阜県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(注) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

様式2号（標章）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第2項 輸送手段の確保

1 方針

大規模地震発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

2 実施責任者

中部運輸局

県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部）

県警察（県公安委員会）

市町村

3 実施内容

(1) 県の確保体制

県は、次により車両及び航空機を確保する。

ア 車両の確保

- a 県保有車両の確保
- b 中部運輸局に対する協力要請
- c 自衛隊に対する災害派遣要請
- d 関係事業者に対する協力要請

イ 航空機の確保

- a 県保有ヘリコプターの確保
- b 自衛隊に対する災害派遣要請
- c 大規模特殊災害時における広域航空消防応援による都道府県、消防機関の消防・防災ヘリコプターの要請
- d 災害航空応援協力協定書に基づく民間ヘリコプター会社に対する協力要請

ウ 中部運輸局の措置

中部運輸局は、災害運送の必要があると認めるときは、鉄軌道事業者、自動車運送事業者の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の調達のあっせんを行うものとする。

(2) 市町村の確保体制

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼するものとする。

(3) ヘリコプター離着陸場等の確保

県は、航空自衛隊岐阜基地岐阜飛行場及び飛騨エアパークに航空機が離着陸できるよう航空自衛隊、国土交通省に協力を要請する。

市町村は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

また、県は、災害支援協力に関する協定に基づき、岐阜県ゴルフ連盟に支援協力を要請する。

なお、県は、地域の実情を踏まえ、防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

(4) 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

県及び市町村は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。

ア 取り扱い物資

- a 被災市町村からの救援要請を受けて、他地域から配送される救援物資(食料、飲料水及び生活用品等)
- b 食料、生活必需品等の応急生活物資
- c 義援物資集積所から被災市町村に配送される義援物資
- d 医薬品

イ 広域物資輸送拠点等における業務

- a 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- b 避難所等の物資需要情報の集約
- c 配送先別の仕分け
- d 小型車両への積み替え、発送

(注)大型車両による輸送は原則として広域物輸送拠点等までとする。

イのc、dについては、ボランティアを積極的に活用するものとする。

ウ 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として物資の供給を受ける被災市町村が実施する。

第6節 通信の確保

1 方針

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適正な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

県警察

各機関

3 実施内容

(1) 通信の確保

ア 情報通信手段の機能確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

県、市町村、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

西日本電信電話株式会社は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

イ 通信の統制

通信施設の管理者は、地震災害発生時において、加入電話及び無線通信ともに混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努めるものとする。

ウ 各種通信施設の利用

a 各種通信メディアの活用

県、市町村及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行うものとする。

b 警察通信設備の利用

県は、災対法の規定に基づき、特に緊急を要し、通信のため特別の必要がある場合で加入電話及び県防災行政無線が使用不能になった時は、警察機関に対し警察通信設備の利用を要請する。

c 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び県防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用するものとする。

d 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行うもの

とする。

e 放送機関への放送要請

県は、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、災対法の規定に基づく放送協定により放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

(2) 有線通信施設による通信

地震災害発生時における有線電話による通信は、次の方法によるものとする。

ア 一般加入電話による通信

災害時優先電話の利用により通話を行うものとする。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

イ 警察電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

ウ 鉄道電話による通信

上記イと同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

エ その他有線電話による通信

上記の他有線専用電話が敷設されている地域にあつては、当該施設機関の協力を得て、通信の伝達を依頼するものとする。

(3) 無線通信施設による通信

地震災害発生時における無線通信施設による通信は、次の方法によるものとする。

ア 岐阜県防災行政無線による通信

県は、災害時において、回線不足等により通信に支障を来す場合は、緊急及び災害に関する通信を優先させるため、岐阜県防災行政無線通信取扱規程に定めるところにより通信の統制を行う。

イ 警察無線による通信

県は、岐阜県防災行政無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼する。

ウ 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線電話による通信

西日本電信電話株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、衛星携帯電話等を活用する。この場合、孤立化した市町村からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルするものとする。

また、県からは、災害時無線電話に指定されている電話を利用し、通話を行う。

エ 防災相互通信用無線による通信

県、市町村及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合には、防災相互通信用無線電話により通信を行うものとする。

オ 非常通信による通信

県、市町村及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼するものとする。

(4) インターネット等による通信

(5) 急使による通報

上記(1)から(4)までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡するものとする。

(6) 文書による通報

通信に当たっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報するものとする。

通信の発受記録及び文書による連絡は、「第3章第7節 地震情報の受理・伝達」及びそれぞれの応急対策の計画に定めるところによる。

第7節 地震情報の受理・伝達

1 方針

災害応急対策活動に役立てるため、地震情報を市町村その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

2 実施責任者

気象庁
 岐阜地方気象台
 県（危機管理部、県土整備部）
 県警察
 市町村
 防災関係機関
 報道機関

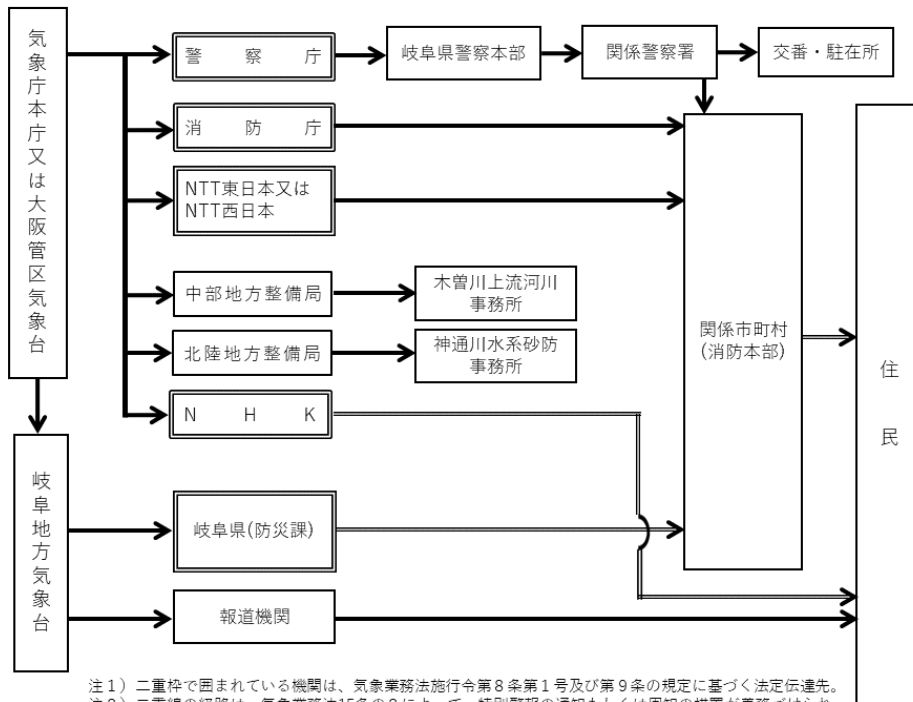
3 実施内容

(1) 地震情報の発表

気象庁（岐阜地方気象台）は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「各地の震度に関する情報」を、震度3以上を観測した場合等では「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」を、さらに場合に応じて「地震回数に関する情報」、「地震活動に関する解説情報」等を発表・伝達するものとする。

(2) 地震情報等の伝達体制

地震情報等は、次の系統図に示す経路に準じて、迅速的確に伝達するものとする。



※ 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話 FAX 等により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

県は、岐阜地方気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報について全市町村に伝達する。

市町村は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行うものとする。

報道機関は、岐阜地方気象台から地震情報が伝達されたとき、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

(3) 緊急地震速報の発表、伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会へ通知するほか、関係機関への提供に努める。

日本放送協会は、気象庁からの通知を受けて、緊急地震速報の放送を行う。

市町村等は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市町村防災行政無線（個別受信機を含む。以下同じ。）等により住民等へ提供するよう努めるものとする。

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第8節 地震災害情報の収集・伝達

1 方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や市町村等を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害情報及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）
各機関

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡手段

県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

ア 情報の収集

県及び市町村は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、地震災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

市町村は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者等についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、早期に地震被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、無人航空機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に地震災害状況の収集伝達を行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

また、県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

イ 情報の整理

県、市町村等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

ウ 情報の連絡手段

市町村及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあっては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。

県は、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステム、画像監視カメラ、人工衛星（宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携）等を活用し、画像による被害状況の把握を行う。

(2) 被害状況等の調査、報告

ア 被害状況等の報告方法

県は、市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災対法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成24年5月31日消防応第111号、以下「即報要領」という。）による報告を一体として消防庁に行うとともに、応急対策終了後20日以内に災対法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

なお、人的及び物的被害の状況把握にあたっては、県警察、医療機関等による被害状況把握結果との整合性を十分確保するものとする。特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

市町村は、地域内に地震災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告するものとする。災害情報及び被害状況の報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大でその市町村においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその市町村単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行うものとする。県においては、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めるときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力あるいは立会させ、被害情報等の把握に努めるものとする。

イ 一定規模以上の災害

市町村は、即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、

わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。

また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、市町村は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

さらに、市町村は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。県は同方法等により把握した被災市町村における行政機能の確保状況を総務省へ報告するものとする。

ウ 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定しないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

種別区分	調査報告事項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 (様式1号)
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 (様式2号)
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね 確定した時 (様式2号)
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了 した後20日以内 (様式2号)

(注) 毎日定時に報告を必要とする場合は、県がその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

(3) 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、市町村においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

(4) 被害状況等の収集及び伝達系統

県は、次の方法により被害状況等を収集する。なお、被害状況等の各部門別のとりまとめ及び関係行政機関（本省等）等に対する報告は、それぞれの部門を担当する各部局において行うものとする。

ア 被害、復旧の状況

別表1のとおり

イ 対策の実施状況

別表2のとおり

(5) 応急対策活動情報の連絡

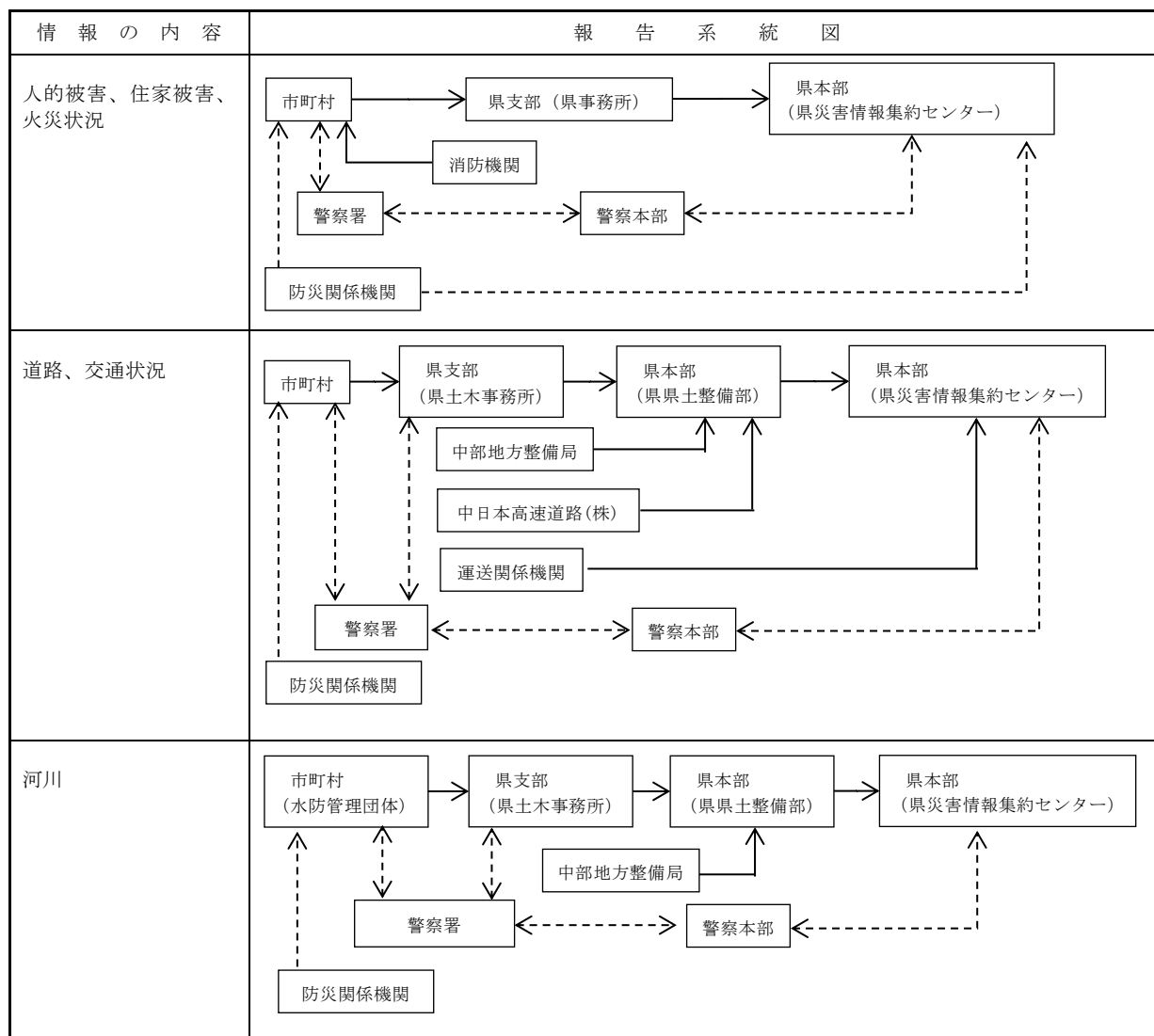
市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

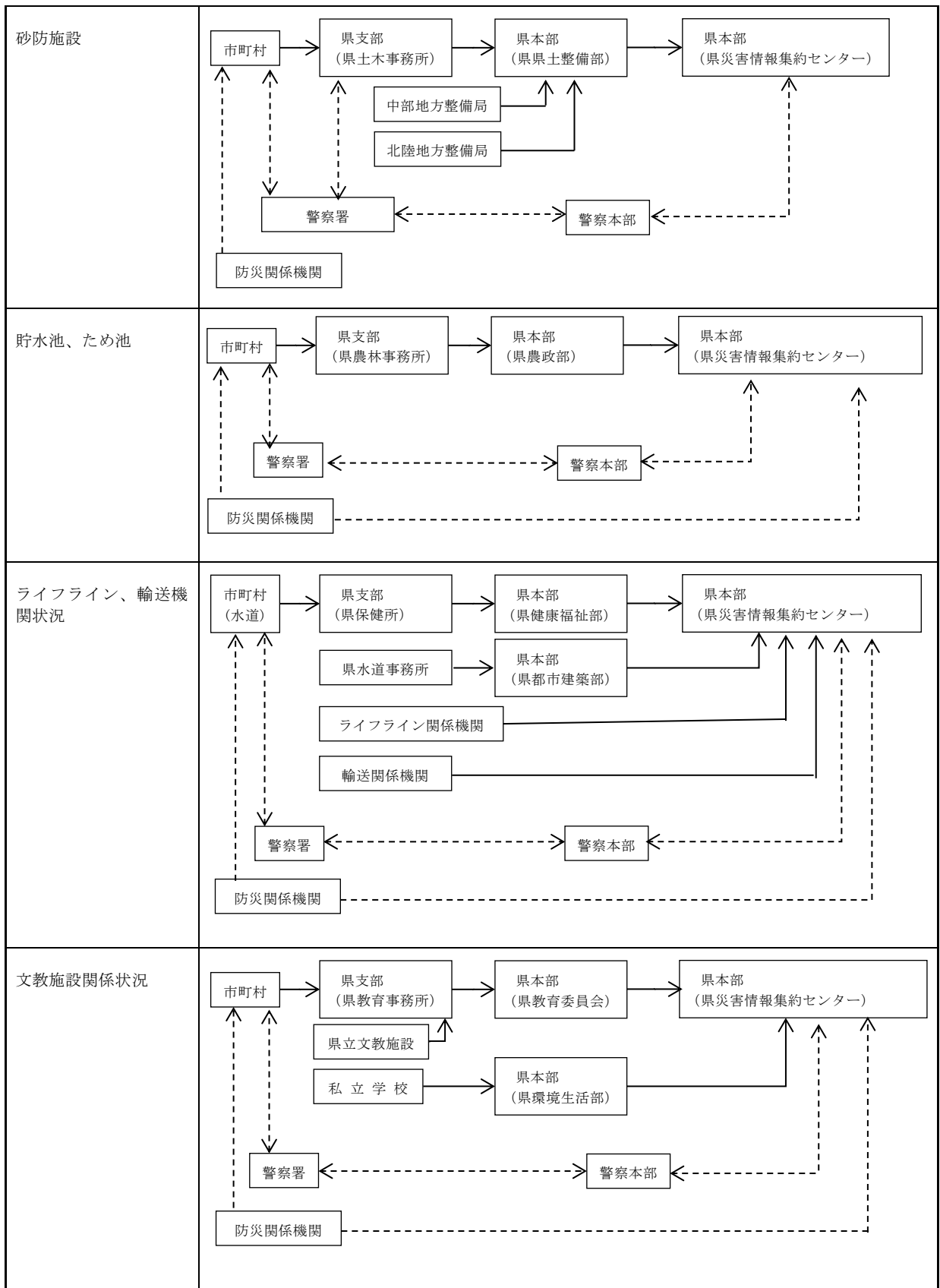
県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡する。

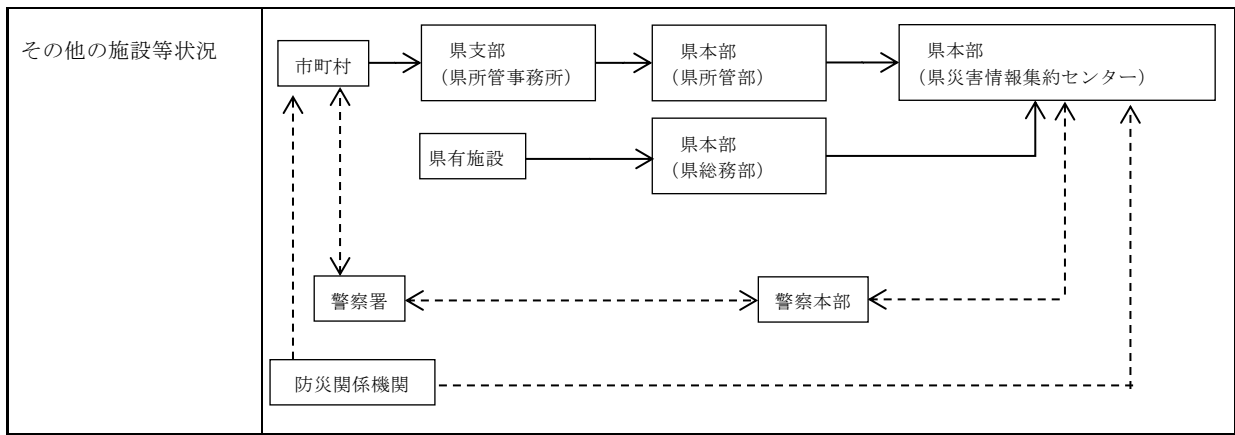
(6) 情報の共有化

県及び市町村は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

別表 1

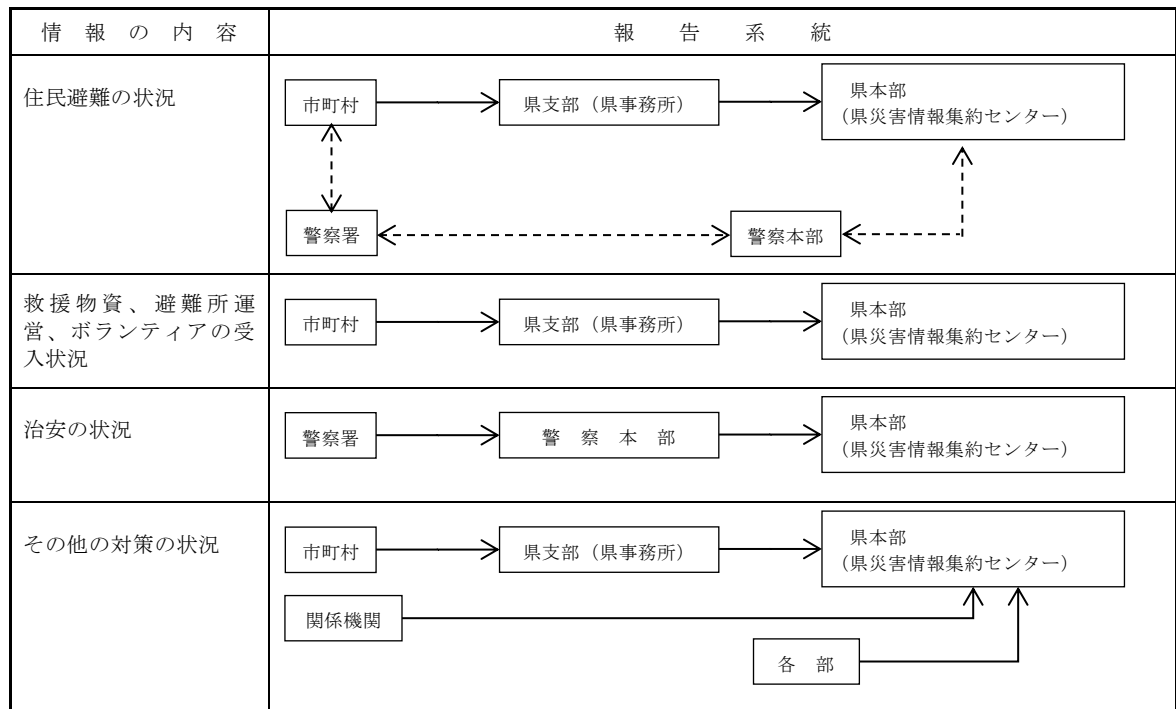






——→ 報告
-----→ 情報収集

別表 2



——→ 報告
 - - - - -> 情報収集

様式1号															
(災害概況即報)										報告日時		年 月 日 時 分			
消防庁受信者氏名										都道府県					
										市町村 (消防本部名)					
災害名										(第 報)		報告者名			
災害の概況	発生場所					発生日時					年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟					
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟					
							一部破損	棟	未分類	棟					
	119番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況					(都道府県)					(市町村)				
	消防機関等の活動状況					(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
						自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。) (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。															

第9節 災害広報

1 方針

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細かな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。

2 実施責任者

県（秘書広報部門、清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部）

県警察

市町村

防災関係機関

報道機関

電気通信事業者

3 実施内容

(1) 災害広報の実施

県、市町村及び防災関係機関は、地震災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする県民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

ア 県及び市町村の広報する災害に関する情報

a 県と市町村との役割分担

（県の役割）

- ・被災地の外に対する広報
- ・広域に及ぶ広報

（市町村の役割）

- ・地域住民に向けての広報

b 広報の手段

県、市町村は、情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

c 広報の内容

地震災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難情報等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他県民生活に関することなど、被災者

のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

イ 防災関係機関の広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて県及び市町村と連携し、又は、報道機関の協力を得るものとする。

(2) 報道機関との連携

ア 情報の提供及び報道の要請

県及び市町村は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請するものとする。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請をするものとする。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。

イ サイレントタイム設定の検討

県は、生存者の発見を効果的に行うため救出活動に直接関係ないヘリコプター等の運行を一定時間規制するサイレントタイムの設定について報道機関等と協議検討する。

(3) デマ等の発生防止対策

県、市町村及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をするものとする。

(4) 被災者等への広報の配慮

県、市町村等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

(5) 住民の安否情報

市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」及び携帯、PHS版災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

(6) 総合的な情報提供・相談窓口の設置

県、市町村等は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置するものとする。

(7) 観光における風評被害対策

県は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、別に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施するものとする。

(8) 安否不明者等の氏名等公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、市町村等と連携の上、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。

第10節 消防・救急・救助活動

1 方針

大規模地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるため、消防団員はもとより住民、事業者あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防ぎよと救助・救急活動等に当たり、激甚な大規模災害等から地域住民の生命、身体を保護する。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 実施責任者

県（危機管理部）

県警察

市町村

防災関係機関

危険物施設の所有者

3 実施内容

(1) 出火、延焼の防止

ア 出火等の防止

市町村は、出火等を防止するため住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等は、これに協力し出火等の防止に万全を期するものとする。

イ 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力するものとする。

ウ 延焼の防止（火災防ぎよ）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くすものとする。

市町村は、火災の状況が市町村の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の活用を図る。

(2) 危険物関係施設における災害拡大防止措置

ア 危険物施設の所有者等の措置

a 施設の異常を早期に発見するための点検の実施

b 危険物の安全な場所への移動及び漏えい防止の措置、引火・発火等を防ぐための冷却等の安全措置

c 異常が見られ災害が発生する恐れのあるときの消防、警察、市町村への通報、付近住民への避難の周知

d 自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

イ 消防機関及び県警察の措置

- a 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施
- b 警戒区域の設定、広報活動の実施、住民の立入制限、退去等の命令
- c 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施
- d 県警察による施設周辺の警戒、交通規制の実施

ウ 県の措置

- a 他の市町村に対する応援の指示、必要に応じた自衛隊派遣の要請
- b 流出防止資機材、化学消火薬剤等の必要な資機材の確保

(3) 負傷者等の救出及び救急活動

ア 消防機関、県警察等による救出・救急活動

消防機関、県警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

a 救出活動

- ・生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。
- ・救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

b 救急活動

- ・消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行うものとする。
- ・道路の損壊による車両に伴い搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

c 相互協力

消防機関及び県警察は、消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力するものとする。

イ 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力するものとする。

ウ 応援要請

県は、市町村の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、応援活動の全国的な調整を行う。

市町村は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請するものとする。

エ 応援部隊の指揮

被災地を管轄する消防本部は、応援部隊の受入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮するものとする。

(4) 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、

職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(5) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第11節 浸水対策

1 方針

大規模な地震が発生し、地震による外力や地盤の液状化により堤防の崩壊、水門、樋門、ダム、ため池等の決壊等が生じ、浸水の恐れがある場合又は浸水による被害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急措置を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

2 実施責任者

県（県土整備部）

河川管理者・関係施設の管理者

水防管理者

3 実施内容

(1) 水防情報の収集

ア 河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者及び発電ダム、ため池など河川に関係する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連絡を密にし、状況の掌握に努めるものとする。

水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努めるものとする。

イ 気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害が生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生の恐れ、また、洪水の発生等の可能性などに注意するものとする。

(2) 水防活動

ア 水防体制

地震発生後、さらに洪水の来襲が想定されるなど、水害による被害が予想される場合は、水防管理者は水防体制をとるものとする。

イ 水防計画

指定水防管理団体等及び県の応急措置、水防活動に関する計画は、それぞれが定める水防計画による。

(3) 応援要請

水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは他の水防管理者の応援を要請する。要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援をするものとする。

第12節 県防災ヘリコプターの活用

1 方針

県域内において、地震災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 実施責任者

県（危機管理部）

市町村

3 実施内容

(1) 災害応急対策活動のための防災ヘリコプターの出動

県知事は、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。）から防災ヘリコプターによる支援の要請があり、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による支援を行う。また、県知事は、県域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災ヘリコプターを出動させる。

- a 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合
- b 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合
- c 住民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合
- d その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合

(2) 防災ヘリコプターによる支援の要請

市町村等は、防災ヘリコプターによる支援を要請する場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

- a 災害の種類
- b 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- c 災害発生現場の気象状態
- d 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
- e その他必要事項

(3) 防災ヘリコプターの運航体制

その他防災ヘリコプターの運航体制等については、岐阜県防災ヘリコプター支援協定、岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱の定めるところによる。

第13節 孤立地域対策

1 方針

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。このため、孤立が予想される地域が多数存在する本県の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たるものとする。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部）
市町村

3 実施内容

(1) 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。地震災害発生時に市町村は、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

(2) 救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。県及び市町村は、負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

県及び市町村は、孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要がある、「第3章第6節 通信の確保」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の貸与により通信手段の確保を図るものとする。

(4) 食料品等の生活必需物資の搬送

県及び市町村は、道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(5) 道路の応急復旧活動

県及び市町村は、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保するものとする。

(6) その他

県及び市町村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第14節 災害救助法の適用

1 方針

地震災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、地震災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

2 実施責任者

県（危機管理部）

市町村

3 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、県及び市町村が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市町村は一時繰替支弁することがある。

また、県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる。

(2) 被害状況の把握及び報告

ア 被災市町村

被災市町村は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行うものとする。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、被災市町村は、直接、国に対して緊急報告を行うものとする。

イ 県

県は、関係市町村等と連携をとり、速やかに被害状況の把握を行うとともに、把握した被害状況を国に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は、概数による緊急報告を行う。

(3) 災害救助法の適用

市町村長は、地震災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請するものとする。

県知事は、市町村長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。また、県知事は多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場

合、災害救助法を適用する。

(4) その他

災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引によるものとする。

第15節 避難対策

1 方針

地震災害発生時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ、地すべり等の発生が予想され、とりわけ火災については、延焼が拡大することにより大きな被害を及ぼす恐れがあり、住民の避難を要する地域が数多く発生するものと予想される。市町村長等は、災対法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民等の生命及び身体の安全の確保等に努める。

2 実施責任者

自衛隊

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部）

県警察

市町村

防災関係機関

水防管理者

3 実施内容

(1) 避難の指示

地震発生に伴う災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市町村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行うものとする。

ア 市町村長の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災対法第60条第1項）

指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難情報発令の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時期を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

イ 県知事の代行措置

県知事は、地震災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、当該市町村長に代わってその事務を行う。（災対法第60条第5項）

ウ 県知事等の措置

県は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請するものとする。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

エ 警察官の措置

警察官は、市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立ち退きの指示を行うものとする。(災対法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項)

オ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民等に対し避難の指示を行うものとする。(自衛隊法第94条第1項)

カ 水防管理者の措置

水防管理者は、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くことを指示するものとする。(水防法第29条)

(2) 避難の指示内容

避難の指示は、下記の内容を明示して行うものとする。

- a 避難対象地域
- b 避難先
- c 避難路
- d 避難の指示の理由
- e その他必要な事項

(3) 避難情報の解除

市町村は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(4) 避難措置等の周知

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立ち退きを指示し、若しくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡するものとする。

イ 住民等に対する周知

県及び市町村は、避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第3章第9節 災害広報」により住民に周知するものとする。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(5) 避難場所及び避難所の開設・運営

ア 避難場所及び避難所の開設場所

市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

市町村は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所とし

て借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。

市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

イ 指定避難所の周知

市町村長は、指定避難所を開設した場合において、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡するものとする。

ウ 指定避難所における措置

指定避難所における市町村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- a 避難者の受入れ
- b 避難者に対する給水、給食措置
- c 負傷者に対する医療救護措置
- d 避難者に対する生活必需品の供給措置
- e その他被災状況に応じた応援救援措置

エ 指定避難所の運営管理等

市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、

避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。

市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

オ 県有施設の利用

県は、市町村長の要請に応じ、避難者を一時受け入れるため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、市町村長が行う収容活動に協力する。

カ ボランティアの活用

市町村は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

県は、市町村の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあっせんをする。

(6) 避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努めるものとする。

(7) 避難の誘導

避難措置の実施者は、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の

避難に関する情報の提供に努めるものとする。

(8) 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は市町村の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。

- ア 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
- カ 地域内居住者の避難の把握

(9) 避難先の安全管理

市町村及び県警察は、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の受入れ及び救援対策が安全に行われるよう措置するものとする。

(10) 応急仮設住宅(賃貸型応急住宅を含む)の提供

県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

(11) 要配慮者への配慮

市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認は行われるように努めるものとする。

県及び市町村は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、身体障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(12) 広域避難

ア 市町村の役割

市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ 県の役割

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

ウ 国の役割

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 関係機関の連携

国、県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

国、指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

(13) 広域一時滞在

ア 市町村の役割

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ 県の役割

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの協議を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町村に代わって行うものとする。

また、県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村における

被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとする。

ウ 国の役割

国は市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

(14) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

第16節 建築物・宅地の危険度判定

1 方針

地震発生後、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図るため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

2 実施責任者

県（都市建築部）

市町村

3 実施内容

(1) 制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次被害に対する危険度の判定・表示等を行い住民へ情報提供する。

(2) 実施主体の責務

ア 被災市町村

被災市町村は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じるものとする。併せて、被災者等への周知、状況に応じて県への判定士派遣等の支援要請を行うものとする。

イ 県

県は、市町村から危険度判定実施の連絡を受けた場合、若しくは被災状況に応じて判定支援本部を設置し、判定士の派遣等必要な支援調整を行う。また、被災規模により、広域支援が受けられるよう協議会等との連絡調整を行うものとする。

建築技術者等の派遣等により、積極的な市町村の活動を支援するものとする。

第17節 食料供給活動

1 方針

地震災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じる恐れがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、農政部）

市町村

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施主体

炊き出し及び食品給与の直接の実施は、市町村が行う。災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて市町村長が実施するものとする。

ただし、被災地域において実施できないときは、県若しくは隣接市町村が応援又は協力をして実施するものとする。

県は、市町村における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市町村に対する食料物資を確保し輸送するものとする。

イ 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 実施現場

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施する。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬するものとする。

(3) 炊き出しの方法

炊き出しは、市町村が給食施設等既存の施設を利用して行う。実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 市町村において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。

イ 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養のバランス等を考慮するものとする。

ウ 炊き出し場所には市町村の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねて当たるものとする。

(4) 主食料の一般的な確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品給与のために必要な米穀等は、原則として市町村において、管内の米穀販売業者等から購入する。

(5) 主食料の緊急確保

県は、市町村からの供給要請に基づき、炊き出し及び食品給与を行う必要があると認められる時は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）、県民食料備蓄事業実施要綱及び災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定（以下「精米供給協定」という。）、災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定に基づき取扱うものとする。

(6) 副食等の確保

炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等の確保は、市町村において行う。ただし、地震災害の規模その他により現地において確保できないときは、県若しくは隣接市町村において確保輸送し、あるいは確保のあつせんをするものとする。

また、必要に応じて県及び市町村は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達するものとする。

(7) 応援等の手続

市町村において、炊き出し等食品の給与ができなかったりまたは物資の確保ができないときは、県に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町村に応援等を要請するものとする。

(8) 食品衛生

市町村は、炊き出しに当たっては、常に食品衛生に心掛けるものとする。

県は、炊き出しを開始したときは、職員を派遣し、実施期間中食品衛生について指導監視を行い、食中毒症状を呈する者が発生した場合は、直ちに医師による診察を受けさせて、速やかに原因究明の調査を行うとともに再発防止に努める。

(9) その他

災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第18節 給水活動

1 方針

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部）
市町村

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施主体

給水の実施主体は、市町村であり、県はこれを応援する。

県及び市町村は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。

市町村は、自ら飲料水の供給が困難な場合、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請するものとする。

県は、被災市町村から要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行う。ただし、市町村における飲料水等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市町村に対する給水応援を実施するものとする。

イ 給水活動における配慮

市町村は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努めるものとする。

(2) 取水及び浄水方法

市町村は、取水する水源について、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川等をろ水機によりろ過したのち、滅菌して給水するものとする。

(3) 給水の方法

市町村は、給水の方法について、あらかじめ策定した給水計画により実施する。非常用水源からの拠点給水あるいは給水車で輸送する搬送給水とするが、内容等により臨機に対応する。給水は公平に行うものであるが、医療機関や避難所等を優先的に行うよう配慮するものとする。

また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、木曾川水系緊急水利調整協議会と緊密な連絡をとり実施する。なお、木曾川水系以外の水系についても、木曾川水系に準じて実施するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によ

っても、なお飲料水の確保ができないときは、市町村等にあつては、「第3章第3節 自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求するものとする。

(5) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第19節 生活必需品供給活動

1 方針

地震災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部）
市町村

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、市町村が市町村計画の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、市町村が実施する。ただし、市町村は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請するものとする。

県は、市町村における被災者に対する生活必需品の給与又は貸与が不可能であると認められる場合、県において生活必需品等の確保を行い、市町村に供給する。また、災害救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は県が行う。

また、県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

なお、県は、市町村における生活必需品等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市町村に対する生活必需品等を確保し輸送するものとする。

イ 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努めるものとする。

(2) 生活必需品の確保

ア 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

イ 物資の調達、輸送

生活必需品の調達及び輸送は、市町村において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

(3) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策

1 方針

地震災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残される恐れがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細かな施策を行う。

2 実施責任者

県（清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部）
 県警察
 市町村
 社会福祉協議会
 社会福祉施設の設置者、管理者
 住民

3 実施内容

(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策

市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

県は、市町村が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、被災市町村の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜DWA T）の派遣を行う。

(2) 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

ア 入所者の保護

a 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

b 臨時休園等の措置

保育所にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、知的障害者通所更生施設等の通所施設についても、保育所に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

c 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市町村、県に連絡又は要請する。

d 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県、市町村等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

e 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市町村、県に連絡しその応援を要請する。

f 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について市町村、県に連絡しその支援を要請する。

g 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

イ 被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、福祉避難所等として一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、福祉避難所等としての被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先するものとする。

(3) 外国人対策

ア 各種通訳の実施

県は、公益財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。

イ 正確な情報の伝達

県と市町村は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めるものとする。

第21節 帰宅困難者対策

1 方針

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

2 実施責任者

県（危機管理部、商工労働部）

市町村

3 実施内容

(1) 県民、事業所等の啓発

県及び市町村は、都市圏において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

(2) 避難所対策、救援対策

市町村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図るものとする。

(3) 徒歩帰宅困難者への情報提供

県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第22節 応急住宅対策

1 方針

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、「第3章第15節 避難対策」の定める避難所の開設及び受け入れによるものとする。

2 実施責任者

県（危機管理部、都市建築部）

市町村

3 実施内容

(1) 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対 象 種 別		内 容	
住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1)自 費 建 設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既 存 建 物 の 改 造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借 用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公 営 住 宅 入 居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災 害 復 興 住 宅 融 資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地 す べ り 等 関 連 住 宅 融 資	
	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市町村が仮設の住宅を供与する。
	5 公営住宅建設	(1)災 害 公 営 住 宅 の 建 設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設	一般の公営住宅を建設する。
住 宅 の 修 繕	1 自 費 修 繕	被災者が自力(自費)で修繕する。	
	2 資金融資	(1)国 庫 資 金 融 資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)そ の 他 公 費 融 資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市町村が応急的に修繕する。
4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障 害 物 の 除 去 等	1 自 費 除 去	被災者が自力(自費)で除去する。	
	2 除 去 費 等 の 融 資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。	
	3 災 害 救 助 法 に よ る 除 去		生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。
	4 生 活 保 護 法 に よ る 除 去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

(注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順

位を変更する必要がある。

- 2 「住宅の確保」のうち、4 及び 5 の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

(2) 実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去等は、原則として市町村長が行う。

災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、市町村長が行うものとする。

県及び市町村は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について、業界団体に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備するものとする。

市町村は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

市町村は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、市町村において決定するものとする。

なお、県及び市町村は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておくものとする。

(4) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理

市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

市町村は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮するものとする。

(6) 住宅の応急修理

市町村は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。

(7) 障害物の除去

市町村は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行うものとする。

(8) 低所得世帯に対する住宅融資

県及び市町村は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金
- イ 母子福祉資金の住宅資金
- ウ 寡婦福祉資金の住宅資金
- エ 災害援護資金の貸付

(9) 生活保護法による家屋修理

県及び市町村は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をするものとする。

ア 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

イ 土砂等の除去費

家屋修理費の一環としてアによる基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

ウ 屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損する恐れがある場合は、国が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する人夫賃

(10) 社会福祉施設への入所

市町村は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させるものとする。

県及び市町村は、被災者の避難状況等に鑑み、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

(11) 適切な管理のなされていない空家等の措置

市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(12) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第23節 医療・救護活動

1 方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、岐阜県地震災害等医療救護計画による。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部）

市町村

医療機関

3 実施内容

(1) 医療救護活動

ア 県の医療救護活動

県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、医療等関係機関の協力のもと災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及びドクターヘリ等の派遣及び調整を行う。

イ 市町村の医療救護活動

市町村は、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認められたときは、県に応援を要請するものとする。

ウ 医療等関係機関

a 日本赤十字社岐阜県支部

県の要請に基づき、医療救護班を派遣し、救護活動を行う。医療救護班の業務内容は、災害救助法による救助委託協定書の定めるところによるものとする。

b 一般社団法人岐阜県医師会

医療救護班の派遣に協力するとともに、公益社団法人日本医師会が派遣する日本医師会災害医療チーム（JMAT）の調整を行う。

c 一般社団法人岐阜県病院協会

医療救護班等の派遣に協力する。

d 公益社団法人岐阜県歯科医師会

医療救護班の派遣に協力する

e 公益社団法人岐阜県精神科病院協会

災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に協力する。

f 一般社団法人岐阜県薬剤師会

医療救護班の派遣に協力するとともに、救護所、避難所等への薬剤師の派遣に協力する。

g 岐阜県製薬協会、岐阜県医薬品卸協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、東海歯科用品商協同組合岐阜県支部、岐阜県医療機器販売業協会

医薬品、医療資機材の調達に協力する。

エ 医療救護活動の原則

医療救護活動は、県、市町村の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。

被災地域内の医療機関は、状況に応じ、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化しているため、それに対応した医療救護活動を行う。

オ 重症者の搬送方法

重症者等の後方医療機関への搬送は、地元消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市町村及び医療救護班で確保した車輛により搬送する。

なお、道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

カ トリアージの実施

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努めるものとする。

キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

県及び市町村は、必要に応じ医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点などの確保を図るものとする。

ク 後方医療活動の要請

a 広域後方医療活動の要請

県及び市町村は、必要に応じ広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

b 広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の開設、運営

県は、広域後方医療施設への重症者の搬送に当たり、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点において広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）を開設、運営する。また、県及び市町村は、関係機関と連携し、被災市町村内の医療機関等から広域搬送拠点までの重症者の搬送を実施するものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

なお、県及び市町村は、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点から県内の医療機関までの重症者の搬送を実施するものとする。

ケ 医療提供体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、

日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(2) 医薬品等の確保

ア 基本方針

県、市町村及び岐阜県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図るものとする。

イ 医薬品等（血液を除く。）の確保

市町村は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市町村から医薬品、衛生材料及び医療用具の機器について、応援要請を受けたときは、災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定等に基づき岐阜県製薬協会、岐阜県医薬品卸協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、東海歯科用品商協同組合岐阜県支部、岐阜県医療機器販売業協会に要請し、調達する。

ウ 血液の確保

県は、血液センター施設等の被災状況を把握するとともに、血液センターを中心として、状況に応じた血液の確保及び輸送を図る。

(3) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、給付等については、災害救助法施行細則等による。

第24節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬

1 方針

地震災害時に死亡した者の遺体の捜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体捜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部）

市町村

県警察

3 実施内容

(1) 遺体の捜索

市町村は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容するものとする。

(2) 遺体の取り扱い、収容等

ア 遺体の取り扱い

市町村は、遺体を発見した場合は、県警察に届出を行い、県警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡すものとする。

イ 遺体の収容

市町村は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措置をとるものとする。

a 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。

b 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。

c 医師による死因その他についての検査を行う。

ウ 遺体の検視、身元確認

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県及び市町村、指定公共機関等と密接に連携するものとする。

エ その他

市町村は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

(3) 遺体の埋葬等

ア 遺体の埋葬

市町村は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとるものとする。

なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意を要する。

a 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後埋葬する。

b 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

c 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

イ 広域調整

県及び市町村は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施するものとする。

(4) 遺体安置所の確保

市町村は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設けるものとする。

(5) 応援協力

市町村は、自ら遺体の捜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

県は、市町村の実施する遺体の捜索、取り扱い、収容、埋葬に特に必要があると認めるときは、他市町村ほか関係機関・団体に応援するよう指示する。

応援の要求を受けた機関は、積極的に協力するものとする。

(6) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第25節 防疫・食品衛生活動

第1項 防疫活動

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、地震災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受け入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

2 実施責任者

県（健康福祉部）

市町村

3 実施内容

(1) 県の防疫活動

県は、市町村の協力を得て、被災者の検病調査、健康診断及び感染症患者の搬送にあたる。また、市町村からの要請又は自らの判断により市町村に代わって防疫活動を行い又は他市町村に応援を指示する。

なお、県は、感染症予防上必要があると認めたときは被災市町村における災害の規模態様などに応じ、その範囲、期間を定めて、速やかに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく次の指示及び命令を行うとともに、市町村が行う防疫活動について被災市町村の実情に即応した指導を行う。特に被害激甚な市町村に対しては、県職員を現地に派遣してその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。

- a 感染症法（平成10年法律第114号）第35条第1項（第35条第4項準用）の規定による当該職員選任の指示
- b 感染症法第27条第2項の規定による消毒の施行に関する指示
- c 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- d 感染症法第29条第2項の規定による物件に関する措置に関する指示
- e 感染症法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
- f 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種に関する命令（市町村長に実施させるのが適当な場合に限る。）

(2) 市町村の防疫活動

市町村は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行うものとする。

- a 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒
- b ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布
- c 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
- d 感染症法第35条第1項の規定による当該職員を選任
- e 臨時予防接種又は予防内服薬の投与
- f 感染症の発生状況、防疫活動等の広報活動の実施

(3) 応援の要請

市町村は、被害が甚大で当該市町村限りで防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、他の市町村又は県からの応援を得て実施するものとする。

第2項 食品衛生活動

1 方針

地震災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の発生防止を図る。

2 実施責任者

県（健康福祉部）

市町村

3 実施内容

(1) 食品関連施設に対する監視指導

市町村は、炊き出しを開始した場合、速やかに管轄の保健所に連絡する。

県は、市町村等と連携を図りながら、炊き出し施設等の食品関連施設に食品衛生監視員を派遣し、食品の衛生的な取扱い等について監視指導を行う。

(2) 食中毒発生時の対応

市町村は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

県は、食中毒の発生に関する連絡を受けた場合、原因施設の調査等を行い、その原因を究明するとともに、被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じる。

第26節 保健活動・精神保健

1 方針

地震災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や地震によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、地震により被害を受けている住民を対象に、県、市町村、関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2 実施責任者

県（健康福祉部）

市町村

3 実施内容

(1) 保健活動

ア 体制

県は、保健所を通じて市町村が必要とする健康管理体制を把握し、健康管理体制整備に必要な他地域や関係機関、ボランティア等への支援要請及び受け入れの調整を行い、派遣計画を策定する。

県は、被災した場合は、必要に応じ、その地域内における保健活動を円滑に行うための総合調整等を務めるものとする。

また、被災していない場合は、被災地域内における保健活動及びその活動を円滑に行うための総合等支援に努めるものとする。

保健所は、管内における被災地の健康管理体制を把握する。また、健康管理を中心とした保健活動計画を策定する。

市町村は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行うものとする。

イ 活動内容

県及び市町村は連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動するものとする。

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、国及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の編成及び協力を求めるものとする。

国及び県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

また、県は、被災都道府県から要請があった場合、精神科医を確保し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等を編成する。その際、必要に応じて、公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。

県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等を編成した場合、その旨を国に報告するものとする。

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

ウ その他

その他地震災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。

また、県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。

(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。

具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

第27節 清掃活動

1 方針

ごみ、し尿の処理事業は、各市町村（一部事務組合）が個別に行っているが、災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがある。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な収集・処理体制を確保する。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

2 実施責任者

県（環境生活部）

市町村

3 実施内容

(1) ごみ、し尿の処理活動

市町村は、地震災害時におけるごみ又はし尿を収集及び運搬するため、清掃班を編成する。清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成するものとする。

県は、市町村の報告により被害状況を把握し、必要に応じ県内の他市町村への応援及び他県への応援要請を行う。

(2) 清掃方法

ア ごみ処理

市町村は、ごみ収集車の確保について、市町村所有のものを利用するものとするが、不足する場合には、民間、特に清掃事業団体の協力も得ることとする。

a 収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から順次実施する。

b 収集方法

ごみの収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。また、被災住民、ごみ収集運搬班に災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

c ごみの処分

災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分する。

なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収、処理を行う。

イ し尿処理

市町村は、し尿収集車の確保について、市町村所有のものを利用するものとするが、不足する場合には、民間、特に清掃事業団体の協力も得ることとする。

a 収集順序

し尿の汲み取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する

地域から順次実施する。

b 収集方法

し尿の汲み取り収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。

c し尿の処分

し尿の処分は、原則として、し尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

ウ 災害廃棄物の発生への備え

市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。

県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

エ 災害廃棄物の処理

国、県及び市町村は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

県は、災害が発生し、市町村の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体へ協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(3) その他関連対策

市町村は、避難所等の開設に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置する。閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。

仮設トイレは、当初は、市町村備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行うものとする。

なお、各市町村においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておくものとする。

第28節 愛玩動物等の救援

1 方針

地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部）

市町村

3 実施内容

県及び市町村は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。

(1) 被災地域における動物の保護

県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

(2) 動物の適正な飼養体制の確保

市町村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

(3) 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市町村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第29節 災害義援金品の募集配分

1 方針

県民及び他都道府県から被災者に対して寄託される義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、受入、引継、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

2 実施責任者

県（健康福祉部、出納事務局）
市町村
日本赤十字社岐阜県支部
社会福祉法人岐阜県共同募金会

3 実施内容

(1) 義援金品の募集

ア 義援金品の募集機関

県内又は他の都道府県において大規模地震災害が発生した場合に、県、市町村、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う）、社会福祉法人岐阜県共同募金会等は、義援金品の募集機関として、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応するものとする。義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、政府本部、報道機関等を通じて、次の事項を公表するものとする。

なお、義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう呼びかけるものとする。

a 義援物資

- ・受入窓口
- ・受入を希望する物資及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとする。）
- ・受入窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

b 義援金

- ・受入窓口
- ・振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 問い合わせ窓口等

県及び被災地以外の市町村は、必要に応じ義援金品に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

(2) 義援物資の受入、配分等

県、市町村等の募集機関は、次により義援物資の受入及び配分等を行うものとする。

ア 受入

- 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。
- 受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。
- 義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

イ 引継ぎ、集積

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係

を明らかにしておく。

ウ 配分

a 配分

県、被災市町村、その他義援物資の募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

b 配分の時期

配分は、できる限り受入又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質の恐れがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

エ 義援物資の管理

義援物資は、義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

オ 各種様式

義援物資の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に定めるものによる。

カ 費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

(3) 義援金の受入、配分等

県、市町村、日本赤十字社岐阜県支部、社会福祉法人岐阜県共同募金会等の募集機関は、次により義援金の受入及び配分等を行うものとする。

ア 受入

a 地震災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入を行う。

b 義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

イ 引継ぎ、集積

受入れた義援金の引継ぎにあたっては、県、被災市町村、日本赤十字社岐阜県支部、社会福祉法人岐阜県共同募金会、その他義援金の募集機関で構成する配分委員会の銀行口座への振込みの方法による。

ウ 配分

配分委員会組織が定める基準によって行う。配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

エ 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

オ 各種様式

義援金の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に

定めるものによる。

カ 費用

義援金の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引継ぎに要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

第30節 公共施設の応急対策

1 方針

大規模地震発生時には、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想され、特に道路、河川をはじめとした公共施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であり、また地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要となる。また、本県の大部分を占める山地では、地震発生時に土石流や大規模崩壊とこれに伴いせき止められてできたダムが形成され、決壊する恐れがあるため、これらの事象にも的確に対応する必要がある。

そのため、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）
各管理機関

3 実施内容

(1) 道路施設の応急対策

ア 応急対策

道路管理者は、地震災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。

イ 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、民間団体等の協力を得て実施するものとする。

(2) 河川施設の応急対策

県、市町村、その他の河川・ダムため池等の管理者は、地震災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

県は、市町村と協力して土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

市町村は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。

イ 応急対策

県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。市町村は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備を図るよう努めるものとする。

(4) 治山施設の応急対策

ア 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握とともに、余震、二次災害発生の恐れのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害の恐れが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施するものとする。

イ 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとるものとする。

ウ 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を図るものとする。

(5) 公共建築物の応急対策

県、市町村等各管理者は、官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、被災建築物応急危険度判定士等による施設及び施設機能の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

第31節 ライフライン施設の応急対策

1 方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の目安を明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

2 実施責任者

県（秘書広報部門、危機管理部、健康福祉部、都市建築部）
各機関

3 実施内容

(1) 水道施設

ア 県の応急対策

a 連絡調整

県は、被災水道事業者の報告により被害状況を把握し、応急復旧の指示及び連絡調整を行う。また、国及び関係機関に報告し、県民への広報に努める。

b 応援要請

県は、水道事業者による応急復旧が困難である場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づく水道事業者の要請により、県内水道事業者所有の復旧用機材の貸与又は提供、人員の応援要請を行う。さらに応急復旧が困難な場合は、近隣の県に対して応援要請を行い、それでも困難な場合は国を通じて他都道府県に応援を求める。

イ 水道事業者の応急復旧対策

a 緊急要員確保

水道事業者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

b 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成するものとする。

c 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

水道事業者は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請するものとする。

d 県への応援要請

水道事業者は、水道事業者による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請するものとする。

また、水道用水供給事業者は、必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき応援要請をするものとする。

e 重要施設への優先的復旧

水道事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

(2) 下水道施設

ア 県の応急対策

a 連絡調整

県は、被災下水道管理者の報告により被害状況を把握し、応急復旧の指示及び連絡調整を行う。また、国及び関係機関に報告し、県民への広報に努める。

b 応援要請

県は、下水道管理者による応急復旧が困難である場合は、岐阜県下水道災害時の応援に関するルールに基づく下水道管理者の要請により、県内下水道管理者所有の復旧用機材のあつせん、人員の応援要請を行う。さらに応急復旧が困難な場合は、近隣の県に対して応援要請を行い、それでも困難な場合は国を通じて他都道府県に応援を求めらる。

イ 下水道管理者の応急復旧対策

a 緊急要員の確保

下水道管理者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請するものとする。

b 被害状況の把握及び応急対策

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

(3) 電気施設

ア 県及び市町村の応急対策

a 連絡調整

県及び市町村は、地震災害発生時には関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

b 応援要請

県及び市町村は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、県民への広報に努めるものとする。

イ 電力会社の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

電力会社は、地震災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線やヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

d 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断、渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いるものとする。

e 災害時における危険予防措置

電力会社は、地震災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずるものとする。

f 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努めるものとする。

g 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

h 重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努めるものとする。

(4) 都市ガス施設

ア 県及び市町村の応急対策

a 連絡調整

県及び市町村は、地震災害発生時には関係都市ガス会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努めるものとする。

b 応援要請

県及び市町村は、二次災害防止と応急復旧への協力を都市ガス会社及び関連団体に要請するとともに、県民への広報に努めるものとする。

イ 都市ガス会社の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

都市ガス会社は、地震災害の発生が予想される時又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

都市ガス会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

都市ガス会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

d 復旧用資機材及び輸送手段の確保

都市ガス会社は、復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努めるものとする。

e 緊急措置

都市ガス会社は、地震計設置箇所の震度把握を行い、被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの閉止措置を講じ、二次災害防止と供給停止の極小化を図るものとする。

f 復旧支援要請

都市ガス会社は、被害状況に応じて、復旧支援を社団法人日本ガス協会に要請するものとする。

g 臨時供給

都市ガス会社は、臨時供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供

給方式を採択し、必要に応じて関係LPガス事業者等と協議し、早急に行うよう努めるものとする。

h 災害時における広報活動

都市ガス会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

i 重要施設への優先的復旧

都市ガス会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

(5) 鉄道施設

ア 県及び市町村の応急対策

a 連絡調整

県及び市町村は、地震災害発生時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努めるものとする。

b 応援要請

県及び市町村は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、県民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保するものとする。

イ 鉄道事業者の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

鉄道事業者は、地震災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、地方防災会議、関係地方自治体への情報提供を行うものとする。

d 危険防止措置

乗務員は、地震を感知した場合、橋りょう、がけ地、トンネル等危険な場所を避け、運転を一時停止する。列車司令又は駅長は、地震を感知した場合、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転、出発の見合わせの指示等の必要な措置をとるものとする。

鉄道事業者は、一定の震度以上の場合及び被害発生の恐れがある場合、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し列車運転の可否を決定するものとする。

e 駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保するものとする。

f 輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、う回線区間に対する輸送力の増強及び自動

車等による代替輸送の確保に努めるとともに並行他社線との振替輸送等の措置を講ずるものとする。

g 資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行い緊急確保するものとする。

h 応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期すため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施するものとする。

i 災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

(6) 電話（通信）施設

ア 県及び市町村の応急対策

a 連絡調整

県及び市町村は、地震災害発生時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

b 応援要請

県及び市町村は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、県民への広報に努めるものとする。

イ 電気通信事業者の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、地震災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

電気通信事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するものとする。

d 通信の非常そ通措置

電気通信事業者は、地震災害時に際して臨時措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るものとする。

e 資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努めるものとする。

f 応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施するものとする。

g 災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

h 重要施設への優先的に復旧

電気通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

(7) 放送施設

ア 県及び市町村の応急対策

県及び市町村は、地震災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

イ 放送事業者の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

放送事業者は、地震災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

d 放送の継続確保

放送事業者は、放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。また、放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図るものとする。

e 応急復旧

放送事業者は、障害、損傷した機器、設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図るものとする。

第32節 文教災害対策

第1項 文教対策

1 方針

大規模地震が発生した場合、学校教育においては児童生徒等の安全確保が第一であるが、安否確認等に困難が生ずる。また、学校等の再開については、教育施設が避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。

そのため災害発生時に、早急に教育施設の確保を図る等応急対策を実施するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

県（環境生活部、教育委員会）

市町村（教育委員会）

学校等

3 実施内容

県、市町村は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。

(1) 児童生徒の安全確保

学校等は、「第2章第21節 文教対策」により災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努めるものとする。

(2) 教育活動の早期再開

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずるものとする。

ア 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

イ 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会に報告する。

ウ 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

a 被害箇所及び危険箇所の応急修理

b 公立学校の相互利用

c 仮設校舎の設置

d 公共施設の利用

e 上記によっても教育施設の確保が困難なときは、二部授業等必要な措置の実施

エ 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

(3) 教員の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとるものとする。

(4) 児童生徒等に対する援助

ア 学用品の給与等

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。調査の結果、学用品の確保が困難な市町村に対して給与するため、国及び県内図書取次店等へ協力要請等必要な措置を講ずる。

イ 就学援助

県及び市町村は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行うものとする。

ウ 授業料の減免又は猶予

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、授業料の減免又は猶予するための必要な措置をとるものとする。

エ 育英資金の特別貸付

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、育英資金の特別貸付のための必要な措置をとるものとする。

オ 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。なお、学校給食を実施していない学校等は、保護者が炊事困難な場合等にあっては、関係機関等の協力を得て、応急給食を実施するよう努めるものとする。

カ 防疫措置

学校等は、児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生の恐れのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、県、市町村、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。防疫の実施は、「第3章第25節 防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。

キ 転出、転入の手続

県教育委員会及び市町村教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応するものとする。

ク 心の健康管理

県教育委員会及び市町村教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施するものとする。

(5) 私立学校

私立学校においては、この応急教育対策を参考に、私立学校の管理者がそれぞれの責任の範囲において実施するものとする。なお、私立学校の管理者は、公費負担等と関係のある事項については、次に定めるところによるものとする。

ア 被害状況の調査

学校施設の被害があったときは、速やかにその状況を調査し、県に報告する。

イ 被災児童生徒等の調査

児童生徒等及び教職員等の属する世帯の住家の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

ウ 被災生徒に対する育英補助及び授業料軽減補助

県から通知があったときは、育英補助及び授業料軽減補助を希望する被災生徒に対して周知徹底を図る。

(6) その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

第2項 文化財、その他の文教関係の対策

1 方針

地震災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

県（環境生活部、教育委員会）

市町村

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者

3 実施内容

(1) 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生した時、被害の状況を市町村に報告するものとする。

(2) 公民館その他社会教育施設の対策

市町村は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

(3) 文化財の対策

県及び市町村は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導するものとする。

第33節 災害警備活動

1 方針

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるなど社会混乱の抑制に努めるものとする。

2 実施責任者

県警察

3 実施内容

(1) 地震災害発生時における措置

地震災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、防災関係機関と緊密な連携をとり、おおむね次に掲げる対策を講ずるものとする。

ア 早期警備体制の確立

イ 多様な手段による各種情報の収集・伝達

ウ 被害実態の早期把握

エ 消防等防災関係機関と連携した救出救助活動

オ 行方不明者の調査

カ 要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止

キ 災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保

ク 住民等による地域安全活動への指導、連携

ケ 自主防災組織など、コミュニティにおける活動との連携を強化

コ 被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動

サ 不法事案等の予防及び取締り

シ 被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化

ス 避難路及び緊急交通路の確保

セ 交通の混乱防止及び交通秩序の確保

ソ 広報活動

タ 死体の見分、検視等

チ 関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受入れに対する協力

(2) 警備対策の具体的な運用

県警察の警備対策の具体的な運用については、岐阜県警察災害警備計画によるものとするが、防災関係機関と緊密な連携をとり対策を講ずるものとする。

第34節 津波災害応急対策

1 方針

地震の発生により、県南部の海拔ゼロメートル地帯の一部地域においては、津波が河川を遡上し、河川水位が上昇するおそれがあり、堤内地での浸水は想定されていないが、堤外地の一部が浸水するおそれがあるため、県、関係市町及び防災関係機関が直ちに必要な応急対策を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、県土整備部）

関係市町

防災関係機関

3 実施内容

(1) 津波警報等の伝達

津波警報等は、「一般対策計画 第3章第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達」の系統図に示す経路に準じて、迅速的確に伝達するものとする。

また、県及び関係市町は、釣り人や観光客等様々な環境下にある住民等へ津波 警報が確実に伝わるよう防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

○ 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合の表現	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場

				所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (20cm ≤ 高さ ≤ 1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

○ 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

※1 津波観測に関する情報の発表内容について（沿岸で観測された津波の最大波の発表内容）

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

※2 沖合の津波観測に観測する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m以上	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m未満	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

○ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(2) 住民等の避難誘導

県、関係市町、河川管理者及び水防管理者は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波や到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や堤外地からの避難誘導等の緊急対策を行うものとする。

第35節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

2 実施責任者

県（危機管理部、農政部、林政部、県土整備部）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 広報

県、市町村及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- カ その他必要な事項

(2) 応急対策

県、市町村及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

県は、電源車や電気自動車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

(3) 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

(4) 通信機器等の充電

県、市町村及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節 総則

第1項 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

なお、「東海地震に関する事前対策」は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第6条の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」）において、警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を中心に、また強化地域に指定されていない地域における事前対策についても必要な事項を定め、全県一体となった東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 東海地震に関する事前対策の性質

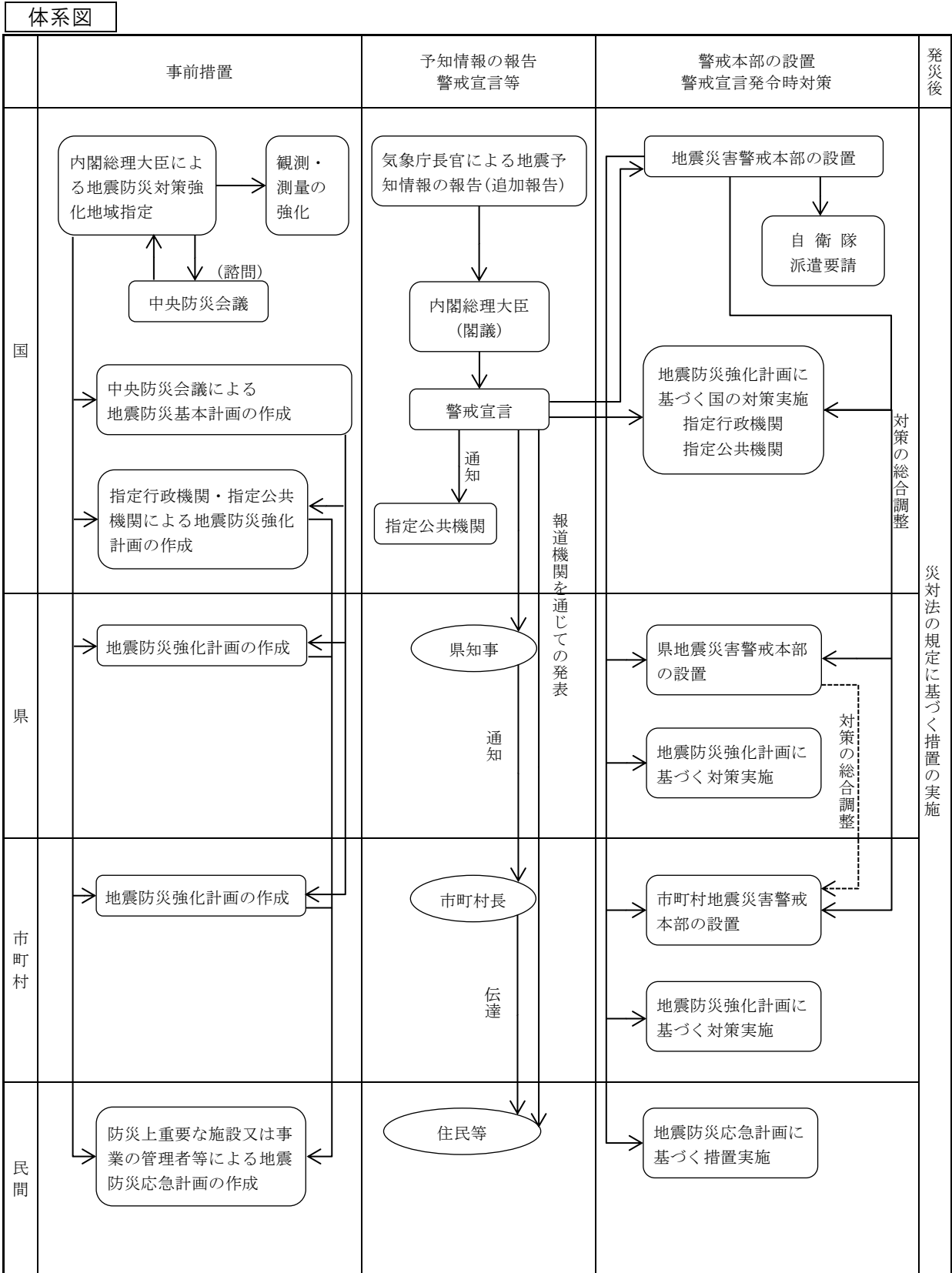
- 1 「東海地震に関する事前対策」は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、全県域を対象として、県、市町村及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 「東海地震に関する事前対策」中、強化地域に係る部分については、大震法第6条の規定に基づく地震防災強化計画とする。
- 3 「東海地震に関する事前対策」は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言時から地震発生までの間における事前応急対策を定める。地震発生後は、「第3章 地震災害応急対策」に定めるところにより対処するものとする。
- 4 「東海地震に関する事前対策」には、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画についても合わせて記載する。
- 5 市町村及び関係機関は、「東海地震に関する事前対策」に基づいてそれぞれ必要な具体的対策等を定めその実施に万全を期するものとする。

第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、県、県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第4項 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。



第5項 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

県、市町村、防災関係機関等は、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策を実施するものとする。

第6項 強化地域

本県における強化地域は、中津川市1市である。

第7項 地震防災応急計画の作成

1 地震防災応急計画の作成

事業所等は、警戒宣言発令時等における事前対策を円滑に行うため、事前に地震防災応急対策計画を作成し、地震災害の未然防止と社会的混乱の防止を図るものとする。

2 強化地域内の事業所等

(1) 計画作成義務等

大震法の規定に基づく地震防災応急計画（地震防災規定を含む。）を作成する者は、それぞれ国、県及び市町村の指導のもとに関係施設について、警戒宣言が発令された場合の地震災害の未然の防止と社会的混乱を避けるため、住民等の安全確保を目標に計画作成に努めるものとする。

(2) 地震災害応急計画の基本となるべき事項

地震防災応急計画の基本となるべき事項は、別に定めるとおりとする。

第2節 活動体制

第1項 地震災害警戒本部の設置等

1 県本部等

(1) 注意情報発表時

県知事は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動を実施するため、岐阜県独自の地震警戒本部を設置し、必要な体制をとる。

(2) 警戒宣言発令時

県知事は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、大震法の規定に基づき岐阜県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」）を設置するとともに、岐阜県災害対策本部（以下「県本部」）を設置する。

(3) 警戒解除宣言発令時

県知事は、警戒解除宣言が発せられたとき、県警戒本部及び県本部を廃止する。

(4) 本部の場所

県本部等は、県庁 4 階の常設災害対策本部スペースに設置する。なお、県庁舎が被災しその通信機能等が使用に耐えない時は、県防災交流センターにおいて県本部を設置する。

2 県支部等

(1) 注意情報発表時

県知事は、注意情報が発表された場合、県独自の地震警戒本部の組織として、全事務所に地震警戒支部を設置する。

(2) 警戒宣言発令時

県知事は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、東濃県事務所に岐阜県地震災害警戒支部（以下「県警戒支部」という。）を設置するとともに、他の県事務所に、岐阜県災害対策支部（以下「県支部」）を設置する。

(3) 警戒解除宣言発令時

県知事は、警戒解除宣言が発せられたとき、県警戒支部及び県支部を廃止する。

(4) 支部の場所

県支部等は、各県事務所内に設置する。

3 運営等

県本部等の組織、運営等については、岐阜県災害対策本部に関する条例、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則、岐阜県地震災害警戒本部に関する条例及び岐阜県地震災害警戒本部運営要綱に定めるところによる。

なお、岐阜県地震警戒本部及び支部等に関する組織及び事務分掌については、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に掲げる組織及び事務分掌を準用するものとする。

第2項 市町村本部

1 強化地域（中津川市）の地震災害警戒本部

(1) 注意情報発表時

中津川市長は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施でき

る体制をとるものとする。

(2) 警戒宣言発令時

中津川市長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、大震法の規定に基づき中津川市地震災害警戒本部(以下「市警戒本部」)を設置するものとする。

(3) 警戒解除宣言発令時

中津川市長は、警戒解除宣言が発せられた場合、市警戒本部を廃止するものとする。

2 強化地域外の市町村の地震災害警戒組織

(1) 注意情報発表時

強化地域外の市町村長は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとるものとする。

(2) 警戒宣言発令時

強化地域外の市町村長は、警戒宣言が発せられた場合、その地域に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、災対法の規定に基づき、市町村災害対策本部を設置するものとする。

(3) 警戒解除宣言発令時

強化地域外の市町村長は、警戒解除宣言が発せられた場合、市町村災害対策本部を廃止するものとする。

第3項 防災関係機関の災害対策組織

(1) 注意情報発表時

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長(以下「防災関係機関の長」という。)は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとるものとする。

(2) 警戒宣言発令時

防災関係機関の長は、警戒宣言が発せられた場合、その所管に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置するものとする。

(3) 警戒解除宣言発令時

防災関係機関の長は、警戒解除宣言が発せられた場合、災害対策組織を廃止するものとする。

第4項 防災上重要な施設の管理者

(1) 注意情報発表時

防災上重要な施設の管理者は、注意情報発表の報道に接した場合、実情に応じた準備活動を実施するものとする。

(2) 警戒宣言発令時

防災上重要な施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防災活動を実施するものとする。

第5項 地域住民の自主防災組織

(1) 注意情報発表時

地域住民の自主防災組織は、注意情報が発表された場合、注意情報発表の地域住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施するものとする。

(2) 警戒宣言発令時

地域住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動するものとする。

第3節 協力体制

1 方針

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

2 実施責任者

県（危機管理部）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 相互連携及び応援

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他の機関の応援を求める必要が生じた場合は、直接災害応援協定を締結している他機関に対し、又は県警戒本部若しくは中津川市警戒本部に対し、応援の要請又はあっせんを依頼し協力を得るものとする。

(2) 自衛隊地震防災派遣

県警戒本部長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めたときは、国の地震災害警戒本部長に対し、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼する。なお、国の地震警戒本部長の要請に基づき自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援部隊と関係機関との連絡調整を行う。

自衛隊の地震防災派遣を受けた場合の受入体制については、「第3章第3節 自衛隊災害派遣要請」に準じるものとする。

(3) 警戒宣言後の緊急輸送の実施

警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、国の地震災害警戒本部、県警戒本部、及び中津川市警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行うものとする。

(4) 警戒宣言前からの準備的行動

県は、自衛隊や、災害時応援協定等を締結している他機関の体制を確認する。また、県内市町村、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関の体制を確認する。

市町村は、広域的な応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している市町村等や、隣接市町村等の体制を確認するものとする。

第4節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達

1 方針

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等は、正確かつ迅速な東海地震に関連する情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

2 実施責任者

岐阜地方気象台
 県（危機管理部）
 市町村
 防災関係機関
 事業者

3 実施内容

(1) 伝達する情報

ア 「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報（臨時及び定例）」（以下「東海地震に関連する情報」という。）

イ 警戒宣言発令

(2) 伝達主体

県は、東海地震に関連する情報等を市町村、関係機関へ伝達する。

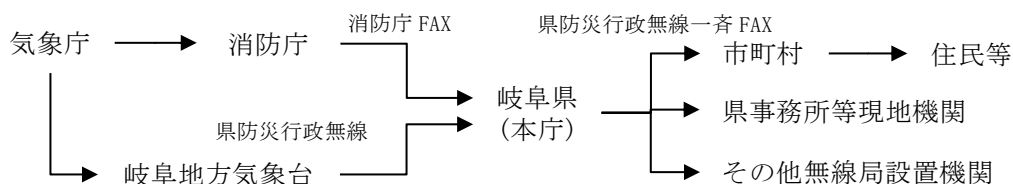
県及び市町村は、東海地震に関連する情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報無線等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。

なお、この場合、東海地震に関連する情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示すものとする。

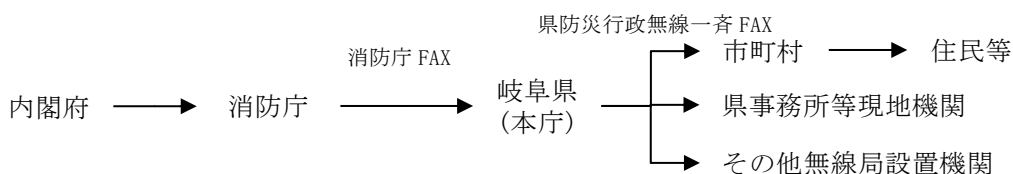
県、市町村、防災関係機関、鉄道や百貨店等関係事業者は、東海地震に関連する情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達するものとする。

(3) 伝達経路

ア 東海地震に関連する情報



イ 警戒宣言



第5節 広報対策

1 方針

東海地震に関連する情報等が発せられた場合、東海地震に関連する情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

2 実施責任者

県（秘書広報部門、清流の国推進部、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部）
市町村
防災関係機関
報道機関

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 広報の内容

県、市町村、防災関係機関等は、住民等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して広報するものとする。

イ 広報の手段

県、市町村、防災関係機関等は、ラジオ、テレビ（文字放送を含む）等報道機関への情報提供、インターネット、同報無線・有線放送、広報車、自主防災組織又は自衛消防組織等により広報を行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮するものとする。

ウ 問い合わせ窓口

県及び市町村は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

エ 報道機関との応援協力関係

県、市町村と報道機関は、警戒宣言が行われた場合の報道について、あらかじめ報道協定を締結することとしており、そうした協定に基づき、必要な情報提供を行うものとする。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

第6節 事前避難対策

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を確保するため、市町村等は地域住民の自主防災組織と連携し、県警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

2 実施責任者

県（清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、教育委員会）

県警察

市町村

学校等

施設管理者

3 実施内容

(1) 強化地域の対策

ア 事前避難の実施

中津川市は、警戒宣言が発せられたとき、直ちに避難対象地区の住民等に対し、避難指示を行うものとする。

県警察は、中津川市が避難指示を行ういとまがないとき、あるいは中津川市から要請があったときは、直ちに避難対象地区の住民等に対し立退きを指示することができる。

イ 避難指示の内容

中津川市及び県警察は、避難対象地区、避難先、避難経路、避難指示の理由、その他必要な事項を明示して避難指示を実施するものとする。

ウ 避難措置の周知等

a 避難対象地区の住民等への周知徹底

中津川市及び県警察は、避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民等に対し、広報媒体等を通じて周知徹底を図るものとする。

b 県への報告等

中津川市は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、県警察と相互に連絡をとるものとする。

(2) 収容施設における措置

中津川市は、収容施設の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し、東海地震に関連する情報等の伝達、警戒宣言発令時対策実施状況の周知、飲料水、食料、寝具等の供与、収容施設の秩序維持、その他避難生活に必要な措置をとるよう努める。なお、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨明示するものとする。

(3) 事前避難体制の確立等

中津川市は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努めるものとする。

a 避難体制の確立

避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。

b 避難誘導等適切な対応

避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した要配慮者の避難について、自治会、自主防災組織等の協力のもと実施する。また、外国人、出張者、旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

c 避難方法

避難対象地区の住民等が避難所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

(4) 避難対象地区以外の住民等の対応

警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

中津川市は、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。また、生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な措置を講じるものとする。

(5) 強化地域外市町村の事前避難対策

強化地域外市町村にあつては、上記(1)～(4)に準じ、事前避難対策を実施する。

(6) 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、強化地域か否かに関係なく、確実に実施されることが必要である。

ア 学校等

学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引き渡し等安全確保措置を行うものとする。

イ 要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の実情に合わせた安全施策を図るものとする。

ウ 災害時危険地域居住者等

市町村は、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、老朽ため池下流の浸水危険箇所等の居住者等（以下「災害時危険地域居住者等」という。）の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行うものとする。

第7節 消防・水防

1 方針

消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱等に備える。

2 実施責任者

市町村

水防管理団体

3 実施内容

(1) 消火対策

市町村は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- エ 自主防災組織等の活動に対する指導
- オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

(2) 水害予防

水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずるものとする。

- ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- エ 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

(3) 警戒宣言前からの準備的行動

消防機関や水防管理団体は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施するものとする。

第8節 警備対策

1 方針

県警察は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、岐阜県警察大震災警備実施計画に基づき、次の事項を重点として警備に万全を期する。

また、警備対策を推進するに当たっては、防災関係機関、自主防災組織との間において緊密な連携の確保に努める。

2 実施責任者

県警察

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 各種情報の収集と早期実態把握

県警察は、警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、地域住民の動向をはじめ、交通状況等の早期実態把握に努めるものとする。

イ 避難に伴う混乱等の防止

県警察は、地域住民の節度ある行動により、避難が的確に行われるよう、積極的な広報の実施、関係機関と連携した避難誘導等に努めるものとする。

ウ 不法事案等の予防及び取締り

県警察は、犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、住民等の不安を軽減し混乱の発生を防止するため悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等生活に密着した犯罪の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等の居住地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行うものとする。

エ 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒警備

県警察は、避難場所、重要施設、警戒区域等に必要に応じ警察官の配置及び巡回パトロールを行うほか、状況によっては、災害相談所等を開設し、民心の安定を図り、混乱の発生を防止するものとする。

オ 住民による地域安全活動への指導、連携

県警察は、地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請するものとする。

(2) 警戒宣言前の準備的行動

県警察は、市町村の行う災害時危険地域居住者等の事前避難が混乱なく、的確に行われるよう、市町村との連携の強化に努めるものとする。

第9節 交通対策

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制、鉄道の運行制限を実施する。

2 実施責任者

県警察

道路管理者

東海旅客鉄道株式会社

路線バス事業者

運転者

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、報道機関に依頼し広報するものとする。

イ 交通規制

県警察は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急輸送を確保するため、次により交通規制を実施するものとする。

a 一般道路

警戒宣言が発せられた場合、一般道路における車両の通行制限は次によるものとする。

- ・中津川市での車両の走行は極力抑制
- ・中津川への車両の流入は極力制限
- ・中津川市からの車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

b 中央自動車道

警戒宣言が発せられた場合、土岐インターチェンジから長野県境間を通行止めにし、飯田山本インターチェンジから中津川市への流入を制限するものとする。

ウ 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

a 走行中の車両

走行中の車両は、次によるものとする。

- ・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。
- ・車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

b その他

避難のために車両は使用しない。

エ 鉄道の運転

東海旅客鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合の鉄道機関の列車運行は、次によるものとする。

a 強化地域：中央本線（恵那～坂下）

・注意情報発表時

旅客列車は、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車については強化地域への進入を禁止する。

・警戒宣言発令時

旅客列車の強化地域内への進入を禁止する。

強化地域内を進行中の列車は、安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

貨物列車は、強化地域内への進入禁止を継続する。

b 周辺地域：中央本線（勝川～恵那、坂下～南木曾）

・注意情報発表時

旅客列車は、運転を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車については強化地域内への進入を禁止する。

・警戒宣言発令時

旅客列車は、勝川～恵那間で折り返し可能な駅間（春日井～瑞浪）の運転を、定められた運転速度により可能な限り確保する。坂下以北で折り返し可能な駅間（南木曾以北）の運転を、定められた運転速度により可能な限り確保する。

長距離夜行列車及び貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続する。

貨物列車は、強化地域内への進入禁止を継続する。その他の列車は、運転状況等を勘案し可能な範囲で定められた速度で運転する。

オ バスの運転

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

a 危険箇所・避難場所の調査、周知徹底

運行路線にかかわる山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、教育・訓練等により従業員に周知徹底する。

b 情報の収集・伝達

注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン等による情報収集に努める。

c 注意情報発表時、警戒宣言発令時

注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行う。旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。

また、滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

東海旅客鉄道株式会社は、東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内するものとする。

第10節 緊急輸送対策

1 方針

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

2 実施責任者

県（危機管理部、商工労働部、県土整備部、都市建築部）

県警察（県公安委員会）

市町村

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次によるものとし、各実施機関であらかじめ定めておく。

a 応急対策実施要員

b 地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材

c その他、県または市警戒本部が必要と認める人員、物資等

イ 緊急輸送車両の確認

県、県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令に基づき、緊急輸送しようとする機関の申出により緊急輸送車両の確認を行うものとする。

緊急輸送しようとする機関は、県知事又は県公安委員会に緊急通行車両確認証明書の交付を申し出、標章及び証明書の交付を受ける。

なお、緊急輸送車両の確認手続の事前届出制度について整備し、スムーズな交付を図るものとする。

ウ 緊急輸送道路

緊急輸送道路は次のとおりとする。県警察は、緊急輸送道路のうち国道19号、21号及び中央自動車道について、優先確保するものとする。

a 第1次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路。県が指定する。

b 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点とを相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路。県が指定する。

c 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路。県が指定する。

エ ヘリコプター離着陸場の確保

市町村は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

県は、災害支援協力に関する協定に基づき岐阜県ゴルフ場連盟に対する支援協力を要

請する。

なお、県は、地域の実情を踏まえ、防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

オ 輸送手段の確保

a 県の確保体制

県は、次により車両及び航空機を確保する。

・車両の確保

県保有車両の確保、自衛隊に対する協力要請、関係事業者に対する協力要請

・航空機の確保

県保有ヘリコプターの確保、自衛隊に対する協力要請、災害航空応援協力協定に基づく民間ヘリコプター会社に対する応援協力要請

b 市町村の確保体制

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼する。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、各関係機関で警戒宣言前から次の措置を実施するものとする。

a 県警察による交通規制の準備

b 県及び県警察による緊急輸送車両の確認の準備

c 県及び市町村による車両の確保

d 県による災害応急対策等に必要輸送車両の確保等に関する協定に基づき、県トラック協会に態勢の確認

e 県及び市町村によるヘリコプター臨時離着陸場の確保

f 県及び県警察による保有ヘリコプターの待機

g 県による災害航空応援協力協定に基づく民間ヘリコプターの確保

第11節 物資等の確保対策

1 方針

県及び市町村は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制整備を図る。

2 実施責任者

農林水産省
 中部経済産業局
 中部森林管理局
 県（危機管理部、商工労働部、農政部、林政部）
 市町村

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 物資確保体制の整備

市町村は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保、及び発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体を通じ、または直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行うものとする。

県は、県内及び近県の主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体に対し必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

イ 食料の確保

a 県の確保体制

県は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備え、直ちに次のことを行う。

・食料調達体制の点検、確認

農林水産省及び協定等を締結している関係団体等と連絡をとり、食料調達体制の確認をするとともに現在の食料の保有数量等の把握に努める。

・卸売市場の開場要請

生鮮食品の安定供給を確保するため、公設市場開設者及び民営卸売市場開設者に対し、平常どおり市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うことを要請する。

・集出荷の確保

市場開設者に対し、生鮮食料品の産地での出荷状況を把握し出荷要請を行うとともに、必要な入荷量を確保し、その保管する物資を放出するよう要請する。

b 市町村の確保体制

市町村は、警戒宣言の発令とともに、地震の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡を取り、食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図るものとする。

ウ 関係指定地方行政機関の協力

- a 育児用粉乳、おにぎり・弁当・缶詰等応急食品 … 農林水産省
 - b 生活必需物資 … 中部経済産業局
 - c 災害復旧用木材 … 中部森林管理局
- (2) 警戒宣言前からの準備的行動

県は、警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等や食料の調達態勢を確認する。

第12節 保健衛生対策

1 方針

県及び市町村は、医療関係機関の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

2 実施責任者

県（環境生活部、健康福祉部）

市町村

医療機関

3 実施内容

(1) 医療・助産

ア 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、次の措置を講ずるものとする。

- a 警戒宣言発令の周知徹底
- b 地震防災対策本部の設置、病院（診療所）の防災処置
- c 入院患者の安全対策
- d 救急患者を除く外来診療の中止
- e 医薬品、食料物資等の確保、医師の確保等の発災後への備え

イ 医療救護班の編成待機

県は、発災后市町村からの医療（助産）救護に関する協力要請に備えるため、県立病院に対する医療（助産）救護班の編成待機の指示、日本赤十字社岐阜県支部に対する医療（助産）救護班の編成待機の要請を行う。

ウ 医薬品等の確保

県、市町村、岐阜県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の円滑な確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

a 医薬品等（血液を除く。）の供給体制

市町村は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、市町村内及び近隣市町村の主な製造業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行うものとする。

県は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な供給を図るため、県内及び近隣の主な製造業者並びに卸売業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。

b 血液の確保

県は、輸血用の血液について、血液センターに対し緊急輸送の準備を要請する。

(2) 清掃

市町村は、災害発生により生じるごみ、または、し尿を収集運搬するため、清掃班の編成及び車両の確保について準備する。また、指定された避難所に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行うものとする。

県は、市町村から支援協力の要請があるときは、災害一般廃棄物の収集運搬に関する無償団体救援協定に基づき、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合に、また地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定に基づき、社団法人岐阜県産業環境保全協会に対し支援協力を要請する。

(3) 防疫

市町村は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに防疫活動に必要な車両の確保準備等を行うものとする。

県は、市町村の応援が得られるよう準備体制を整え、検病調査、健康診断に必要な検査用器具、医療材料の整備点検及び検病調査班の編成準備を行う。

(4) 警戒宣言前からの準備的行動

ア 県

- a 医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の流通在庫の把握
- b 県と災害拠点病院間の通信の確保、当該拠点病院と地域病院との連携に必要な措置
- c 医療救護班の編成、派遣準備
- d 災害時拠点病院等の空きベッド数等受け入れ態勢の確認

イ 市町村

救護所の開設準備

ウ 病院

病院の耐震性に応じた患者の移送の措置又は検討若しくは準備

第13節 生活関連施設対策

1 方針

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

2 実施責任者

県（秘書広報部門、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、都市建築部）
各機関

3 実施内容

(1) 水道

ア 警戒宣言時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

イ 災害応急対策の実施準備活動

a 給配水施設

県及び水道事業者は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し、出動準備を要請するものとする。

県は、給配水資機材生産者等の保有資機材について在庫量を把握するとともに、生産者等に対し必要な資機材の保管及び放出の準備を要請する。

b 応急給水

県及び水道事業者は、発災後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池、調水池又は配水池が満水となるよう運転管理するものとする。

水道事業者は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水班の出動態勢を整えるものとする。

県は、被害が甚大な場合に水道事業者で対応することが困難となる場合に備え、自衛隊又は県下の市町村及び他都道府県の応援が得られるよう準備体制を整える。

(2) 電気

ア 警戒宣言時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

イ 災害応急対策の実施準備活動

電力会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請するものとする。

(3) ガス

ア 警戒宣言時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するものとする。

イ 災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請するものとする。

(4) 公衆電気通信の確保

ア 警戒宣言時の重要な通信の確保

公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、県、市等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想され、西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

イ 災害応急対策の実施準備活動

西日本電信電話株式会社は、発災により通信が途絶した場合に早急に通信の復旧を図るため、NTT中津川ビル局前特設公衆を事前設置して利用できるようにする。また、中津川市の各小学校、中学校等の各避難所には、事前に電話回線を設置して、避難所開設と同時に特設公衆電話として利用できるようにする。長期停電に備えて移動用電源車を県内に配備し、電源の確保を図るものとする。

(5) 報道

報道関係機関は、東海地震に関連する情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、東海地震に関連する情報等の正確かつ迅速な報道に努める。そのため、東海地震に関連する情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり実態に即応した報道体制の整備を図る。なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、東海地震に関連する情報等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

(6) 金融

東海財務局岐阜財務事務所、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

ア 民間金融機関の措置

a 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金

(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の商品の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻を続ける等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

なお、発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮するものとする。

b 強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求める。なお、強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

イ 保険会社の措置

a 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止する。

営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社の円滑な業務遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行う。

b 強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置を取った場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

ウ 証券会社の措置

a 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く証券会社の警戒宣言時の対応営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止する。

営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の証券会社の円滑な

業務の遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行う。

なお、発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。その他、地域の投資家保護に十分配慮するものとする。

b 強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置を取った場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

(7) 郵政事業対策

ア 強化地域内の郵便局の措置

警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。

上記により業務を停止し、又事務の一部を取り扱う時は、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。

渉外社員その他局外にて業務に従事している社員は、原則として速やかに帰局する。

イ 強化地域外の郵便局の措置

原則として、平常どおり業務の取扱いを行うものとする。

(8) 警戒宣言前からの準備的行動

県、市町村は、配水池等での飲料水確保態勢を確認する。

市町村は、応急給水の準備を行う。

各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行う。

第14節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、県内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、具体的な交通規制の実施や鉄道の運行停止を踏まえて関係市町村等において対策を講じる。

2 実施責任者

県（危機管理部、観光国際部）

市町村

観光施設の管理者

公共交通機関

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせんを行い、市町村が実施する活動と連携するとともに、必要に応じ市町村間の調整を行う。

市町村は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

宿泊休養施設（ホテル、旅館、ユースホステル、国民宿舎等）、運動施設（スキー場、スケート場、山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等の管理者は、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備えるものとする。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

市町村、公共交通機関は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。また、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認するものとする。

県は、警戒宣言時の公共交通機関の運行状況に関する広報を行う。

第15節 公共施設対策

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

各機関

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 道路

県及び市町村は、他の道路管理者と相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会、建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整えるものとする。

イ 河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所点検を行うとともに、水防管理者に対し、団の待機を要請し、また自主防災隊に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

ウ 下水道

下水道管理者は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握するため、次により対策を実施するものとする。

a 災害対応組織の編成

職員の召集（自主参集）、役割分担の再確認、関係機関との情報交換（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道等及び県下市町村下水道管理者）

b 管渠

地震発生後の調査や緊急措置のため資材の確保、調査用機材及び応急用機材の点検

c 処理場、ポンプ場

機械設備及び電気設備の点検

エ 治山設備等

治山施設等の管理者は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生の恐れのある箇所の把握に努め被災防止措置を講ずる。また、応急復旧に必要な資機材等の調整体制を整えると同時に、必要に応じて工事業者に出動準備態勢をとるよう要請するものとする。

オ 庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講じるものとする。また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えると同時に、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

a 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保

b 無線通信機器等通信手段の整備点検

- c 緊急輸送車両その他車両の整備点検
 - d 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
 - e その他重要資機材の整備点検または被災防止措置
 - f 飲料水の緊急貯水
 - g エレベーターの運行中止措置
 - h 出火防止措置及び初期消火準備措置
 - i 消防設備の点検
- カ 工事中の建築物その他工作物または施設

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じるものとする。特別の必要により、補強、落下防止等を実施するにあたっては、作業員の安全に配慮する。なお、倒壊等により、近隣の住民等に影響が出る恐れがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに市町村に通報するものとする。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認するものとする。

第16節 大規模な地震に係る防災訓練

1 方針

東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとし、少なくとも年1回以上実施する。なお、防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含むものとする。

(2) 訓練の検証

県、市町村及び防災関係機関は、東海地震の広域な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

(3) 訓練の支援

県は、市町村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と支援を行う。

(4) 市町村の訓練

市町村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 余震に関する情報等情報伝達訓練

エ 車両による避難訓練

第17節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 方針

県は、市町村、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 県及び市町村職員に対する教育

県及び市町村は、地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- a 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- b 予想される地震に関する知識
- c 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- d 職員等が果たすべき役割
- e 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- f 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

県は、市町村と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行う。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- a 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- b 予想される地震に関する知識
- c 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- d 正確な情報の入手方法
- e 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- f 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- g 避難生活に関する知識
- h 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

i 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

- (3) 児童、生徒に対する教育
- (4) 防災上重要な施設管理者に対する教育
- (5) 自動車運転者に対する教育
- (6) 相談窓口の設置

県及び市町村は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総則

第1項 南海トラフ地震に関する対策の意義

「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、全県一体となった南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 南海トラフ地震に関する対策の性質

- 1 「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、全県域を対象として、県、市町村及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、南海トラフ法第6条の規定に基づく推進計画とする。

第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、県、県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節に準ずる。

第4項 南海トラフ地震防災対策推進地域

本県における南海トラフ地震防災対策推進地域は、次のとおり指定されている。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡の区域

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 方針

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、県、市町村及び関係機関は、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

市町村

関係機関

3 実施内容

施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。建築物、構造物等の耐震化、避難場所の整備その他の整備については、第2章第17節に準ずるものとする。

第3節 関係者との連携協力の確保

第1項 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

県は、管内の市町村等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるとともに、県内で物資等が不足する場合には、必要に応じ、国等に対して調達・供給の要請を行うものとする。

2 人員の配備

県は、管内の市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとる。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、県計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第2項 他機関に関する応援要請

他機関に対する応援要請については、第3章第3節及び第4節に準ずる。

県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊及び自衛隊等を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関、警察庁及び自衛隊等と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

第3項 帰宅困難者への対応

- (1) 県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 県は、帰宅困難者対策の実効性を確保するため、市町村、警察、消防、交通及び民間事業者等との連携の強化を図るものとする。

第4項 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、県及び市町村は、国、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討するものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1項 趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

第2項 防災対応の基本的な考え方

県及び市町村は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所・避難経路の確認 家族との安否確認手段の確認 家具の固定の確認 非常持ち出し品の確認 など
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> 高いところに物を置かない 屋内のできるだけ安全な場所で生活 すぐに避難できる準備（非常持出品等） 危険なところのできるだけ近づかない など
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認手段の確認 什器の固定・落下防止対策の確認 食料や燃料等の備蓄の確認 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 発災時の従業員の役割分担の確認 など

第3項 南海トラフ地震臨時情報

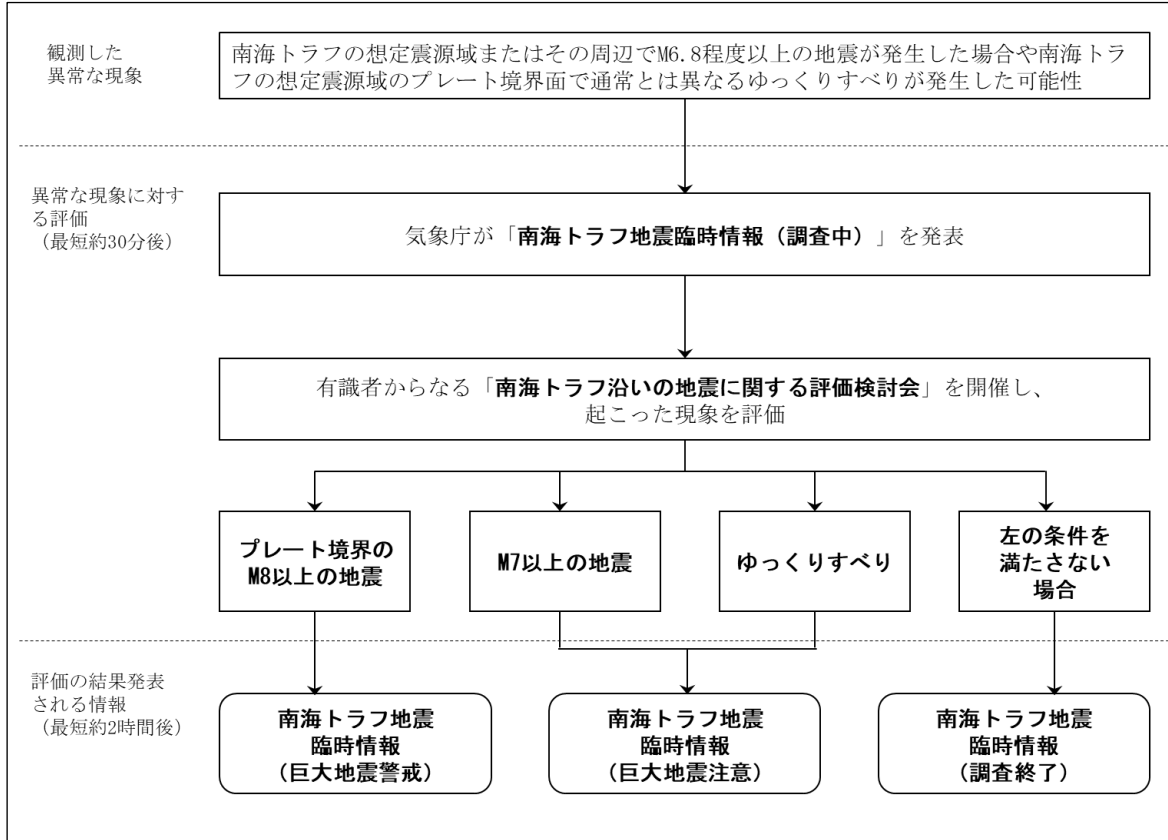
南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	監視領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくり

	りすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第4項 防災対応をとるべき期間

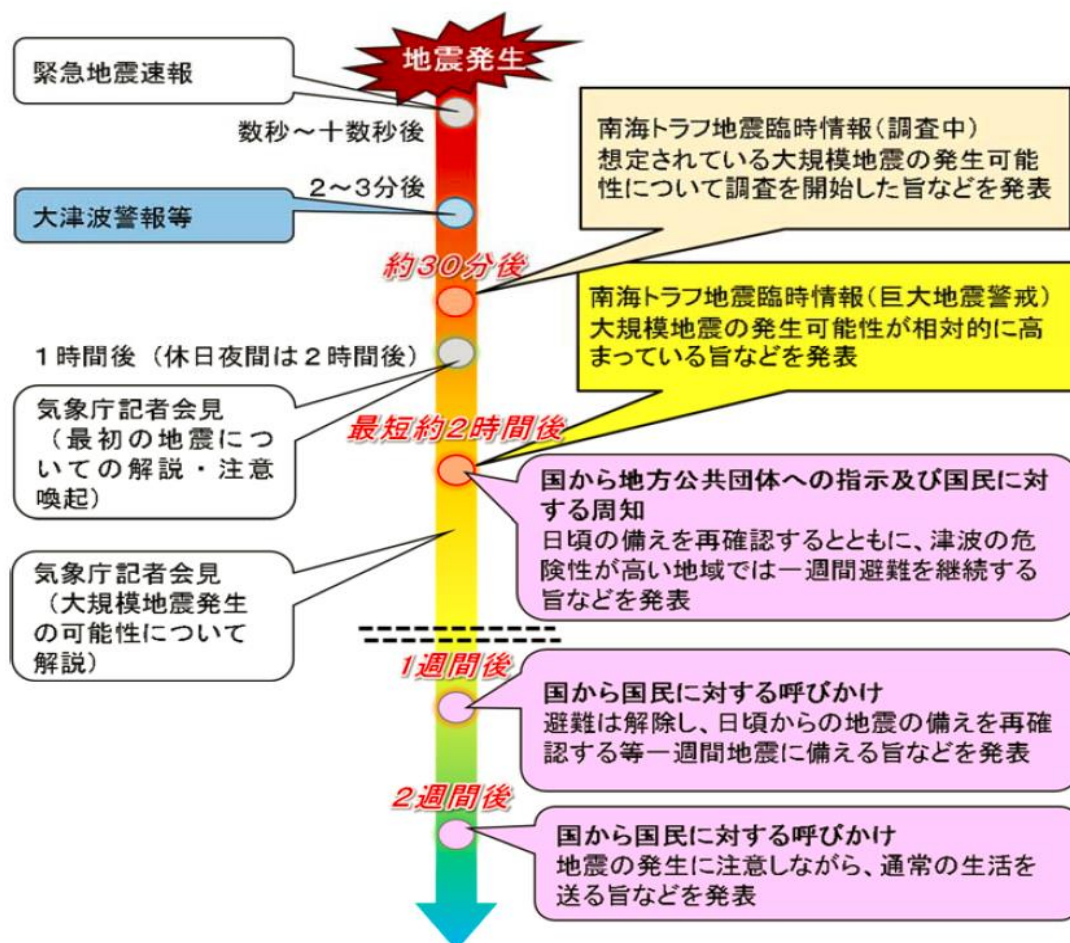
県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

○防災対応の流れ

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
2週間			
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
大規模地震発生まで			

○巨大地震警戒対応における情報の流れ



※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表
「巨大地震警戒対応」における情報の流れ(出典:国ガイドライン)

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

第1項 県及び市町村の体制

県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

ただし、県内で地震が発生し、県災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応にあたるものとする。

○県及び市町村の防災体制等

情報名	県の防災体制等	市町村の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報(調査中)	危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、市町村及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始	防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	<p>災害対策本部</p> <p><構成></p> <p>本部長：知事</p> <p>メンバー：副本部長（副知事）、本部員</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長から市町村長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達 ・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 <p>【各部における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 	<p>災害対策本部</p> <p><構成></p> <p>本部長：市町村長</p> <p>メンバー：本部員</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 <p>【各部局における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	<p>岐阜県災害警戒会議</p> <p><構成></p> <p>トップ：危機管理部長</p> <p>メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会事務局総務課長</p> <p>※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 <p>【各部における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 	<p>市町村災害警戒会議（仮称）</p> <p><構成></p> <p>各市町村において検討</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 <p>【各部局における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	危機管理部は、庁内各部局、市町村、県事務所へ連絡し、情報を共有	防災担当部局は、関係部局と情報共有

※県支部については、上記に準じて所要の体制をとるものとする。

第2項 運営等

県災害対策本部等の組織、運営等については、岐阜県災害対策本部に関する条例、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に定めるところによる。

なお、岐阜県災害警戒会議の組織、運営等については、別に定めるものとする。

市町村は、市町村災害対策本部等の組織、運営等について、あらかじめ定めておくものとする。

第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

1 方針

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

2 実施責任者

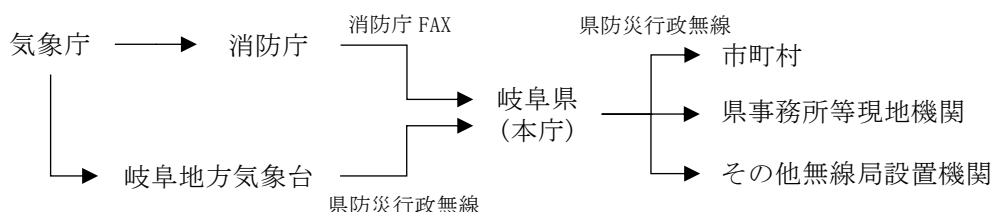
岐阜地方気象台
 県（各部局、教育委員会）
 市町村
 防災関係機関
 事業者

3 実施内容

(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

ア 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の市町村及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。



イ 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。

ウ 住民等への伝達内容

県及び市町村は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

県及び推進地域以外の市町村は、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

○具体的に取るべき行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

エ 問い合わせ窓口

県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておくものとする。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第1項 避難対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本県における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）
市町村
学校等
施設管理者

3 実施内容

(1) 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記ア、イ、ウを基本とし、市町村は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。ただし、市町村固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加するものとする。

ア 急傾斜地等における土砂災害

市町村は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

市町村は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

イ 耐震性の不足する住宅の倒壊

市町村は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

県及び市町村は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確

認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

(2) 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、市町村が避難所を確保するものとする。

市町村は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、市町村は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、市町村は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知するものとする。

ア 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、市町村が避難所を確保すること

ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

エ 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

(3) 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

第2項 関係機関のとりべき措置

1 方針

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

県警察

市町村

防災関係機関

学校等

施設管理者

3 実施内容

(1) 消防機関等の活動

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定めるものとする。

県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう不測の事態に備え次の必要な措置を講じるものとする。

- ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- エ 自主防災組織等の活動に対する指導
- オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- カ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- キ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- ク 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

(2) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

(4) 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

(5) ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(6) 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

(7) 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情

報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

(8) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(9) 交通

ア 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。

県及び市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について情報提供するものとする。

ウ 滞留旅客等への対応

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

(10) 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、水族館、病院、学校等の次の管理上の措置、体制をとるものとする。なお、具体的な措置の内容は施設ごとに定めるものとする。

1) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

2) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分

に考慮した措置

- d 学校等にあつては、次の掲げる事項
 - ・児童生徒等に対する保護の方法
 - ・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- e 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - ・入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - ・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- a 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(10)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ・自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・無線通信機等通信手段の確保
- ・災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- b 市町村推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

- c 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

県自らが管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第9節 防災訓練

1 方針

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

県は、市町村、防災関係機関及び住民等の参加を得て南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、市町村、防災関係機関と連携して、情報伝達訓練など実践的に行うものとする。

ア 動員訓練及び本部運営訓練

イ 南海トラフ地震臨時情報等の情報収集、伝達訓練

ウ 警備及び交通規制訓練

(2) 訓練の検証

県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

(3) 訓練の支援

県は、市町村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と支援を行う。

(4) その他

その他必要な事項は、第2章第3節に準ずるものとする。

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 方針

県は、市町村、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 県及び市町村職員に対する教育

県及び市町村は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ 地震及び津波に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

オ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

県は、市町村等と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ 地震及び津波に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(3) 相談窓口の設置

県及び市町村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第6章 地震災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

第1項 基本方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の普及等を図り、より安全に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により、地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、県及び市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2項 迅速な現状復旧

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国（国土交通省）は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

国（国土交通省）は、県道又は市町村道について、県又は市町村から要請があり、かつ県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

県は、市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うこと

ができる権限代行制度により、支援を行う。

国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事等から要請があり、かつ県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該県知事又は市町村長から要請があり、かつ当該県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国（林野庁）は、特定大規模災害等を受けた県における災害復旧事業等に関する工事について、当該県の知事から要請があり、かつ当該県の工事の実施体制等を勘案して、当該県に代わって行うことが適当と認められるときは、当該県に代わって工事を行うことができる制度により、支援を行う。

第3項 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興計画の策定

県及び市町村は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

市町村は必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑

かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

第4項 人的資源等の確保

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。

県は、県及び市町村の被災施設について、復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」を被災地へ派遣する。

第5項 その他

県及び市町村は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業

1 方針

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めるものとする。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討するものとする。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

市町村

3 実施内容

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業

- a 河川災害復旧事業
- b 海岸災害復旧事業
- c 砂防設備災害復旧事業
- d 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- e 地すべり防止施設災害復旧事業
- f 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- g 道路災害復旧事業
- h 下水道災害復旧事業
- i 公園災害復旧事業

イ 農林水産業施設災害復旧事業

- ウ 都市災害復旧事業
- エ 水道災害復旧事業
- オ 住宅災害復旧事業
- カ 社会福祉施設災害復旧事業
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- ク 学校教育施設災害復旧事業
- ケ 社会教育施設災害復旧事業
- コ その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

1 方針

地震災害に伴う災害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、県、市町村等は早期な災害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

市町村

県警察

3 実施内容

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

ア 法律

- a 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- b 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- c 公営住宅法
- d 土地区画整理法
- e 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- f 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- g 予防接種法
- h 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- i 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- j 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- a 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- b 都市災害復旧事業国庫補助
- c 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- a 公共土木施設災害復旧事業
- b 公共土木施設災害関連事業
- c 公立学校施設災害復旧事業
- d 公営住宅等災害復旧事業
- e 生活保護施設災害復旧事業
- f 児童福祉施設災害復旧事業
- g 老人福祉施設災害復旧事業
- h 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

- i 知的障害者援護施設災害復旧事業
- j 婦人保護施設災害復旧事業
- k 感染症指定医療機関災害復旧事業
- l 感染症予防施設事業
- m 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- n 湛水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
 - a 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - c 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - d 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - e 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - f 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - g 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - h 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
 - a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - b 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - c 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の特別の財政援助及び助成
 - a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - c 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - d 母子及び寡婦福祉資金法による国の貸付けの特例
 - e 水防資材費の補助の特例
 - f り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - g 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - h 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (3) 暴力団の排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4節 被災者の生活確保

1 方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 実施責任者

東海財務局岐阜財務事務所
県（各部局、教育委員会）
市町村
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
被災者生活再建支援法人
ハローワーク
日本銀行
防災関係機関

3 実施内容

(1) 生活相談

市町村は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。

県は、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、市町村からの相談、要望、苦情等の早期解決に努力する。また、市町村との関係を密にし、相談体制の確立を図るものとする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった市町村及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(2) 被災者への生活再建等の支援

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、地震災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、地震災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、地震災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

県は、市町村が上記資金の支給等を行った場合は、その一部を負担する。

イ 被災者生活再建支援金

都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、地震災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を

支給するものとする。

また、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

なお、県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。

ウ 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

県は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、地震災害により市町村に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。

エ 生活福祉資金

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、地震災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わないものとする。

オ 知事見舞金

県は、地震災害により多数の者が被害を受けた場合は、被災者に対し、知事見舞金を支給する。

カ 罹災証明書の交付

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

キ 被災者台帳の作成

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

ク 被災者生活の再建支援

市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

(3) 租税の徴収猶予及び減免

市町村は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定するものとする。

県は、被災者の納付すべき県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延長並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(4) 働く場の確保

市町村は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておくものとする。

県、ハローワークは、離職者の発生状況等を速やかに把握し、必要に応じて臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設等の措置をとり、離職者からの雇用に関する相談に対応するものとする。

なお、県及び市町村は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。

(5) 生活保護制度の活用

県及び市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和25年法律第144号）を適用するものとする。

(6) 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

県、市町村及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくものとする。

(7) 金融対策

ア 金融機関の措置

東海財務局岐阜財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、災害関係の融資に関する措置、預貯金の払戻及び中途解約に関する措置、手形交換、休日営業等に関する措置、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請するものとする。

イ 生保・損保会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、生保・損保会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請するものとする。

ウ 証券会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲

内で、届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置、有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請するものとする。

第5節 被災中小企業の振興

1 方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

2 実施責任者

県（商工労働部）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 支援体制

県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 自立の支援

県、市町村及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援するものとする。

また、県及び市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

(3) 各種対策

ア 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置

イ 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ

ウ 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置

エ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助

オ 貸付事務等の簡易迅速化

カ 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置

キ 租税の徴収猶予及び減免

ク 労働保険料等の納付の猶予等の措置

ケ その他各種資金の貸付け等必要な措置

第6節 農林漁業関係者への融資

1 方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

県（農政部、林政部）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 災害関連資金の融資等

県、市町村及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行うものとする。

(2) 各種対策

- ア 天災融資法による資金
- イ 農業災害緊急支援資金
- ウ 農業災害緊急支援特別資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金
- オ 農業経営基盤強化資金ほか
- カ 農業基盤整備資金
- キ 農林漁業施設資金
- ク 林業基盤整備資金